

官報

発行 内閣府
(原稿作成 国立印刷局)

目次

〔省 令〕

○植物防疫法施行規則及び家畜伝染病
予防法施行規則の一部を改正する省
令（農林水産五〇）

〔法規的告示〕

○しょうゆの日本農林規格を確認する
件（農林水産一六七五）
○ノングルテン米粉の製造工程管理の
日本農林規格を確認する件
（同一六七六）

〔その他告示〕

○公証人法第七条ノ二第一項の規定に
よる指定の件（法務一三五）
○円借款の供与に関する日本国政府と
カンボジア王国政府との間の書簡の
交換に関する件（外務四三〇）
○保安林の指定を解除する件
（農林水産一六七七、一六七八）
○砂防法第二条の土地を指定すると
もに、直轄砂防工事を施行する件
（国土交通一〇〇一）
○砂防法第二条の土地を指定する件
（同一〇〇二、一〇〇五）

○宅地建物取引業法の規定に基づく登
録講習機関の登録事項の変更の件
（同一〇〇六）
○通訳案内士法の規定に基づく登録事
項の変更の件（観光庁一〇）
○道路に関する件
（関東地方整備局二二二）

〔国会事項〕
内閣 内閣府 最高裁判所

〔褒 賞〕
〔皇室事項〕
〔官庁報告〕
官庁事項
東北地方整備局公示（東北地方整備局）
保険業法第二百九条第二号の規定によ
る届出に関する件（金融庁告示配四）

〔公 告〕
諸事項
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、
再生関係
会社その他

省 令

○農林水産省令第五十号
植物防疫法（昭和二十五年法律第五十一号）
第六条第三項及び家畜伝染病予防法（昭和二十六
年法律第六十六号）第三十八条の規定に基づき、
植物防疫法施行規則及び家畜伝染病予防法施行規
則の一部を改正する省令を次のように定める。
令和七年十一月十日

農林水産大臣 鈴木 憲和
植物防疫法施行規則及び家畜伝染病予防法
施行規則の一部を改正する省令
次に掲げる省令の規定中「新石垣空港」を「石
垣空港」に改める。

一 植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省
令第七十三号）第六条第三号
二 家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年
農林省令第三十五号）第四十七条の表第四十
五条第一号ハの犬のうち、身体障害者補助犬
法第二条第一項に規定する身体障害者補助犬
であつて、身体障害者が同伴するもの及び第
四十五条第二号から第八号までに掲げる指定
検疫物であつて携帯品として輸入するもの
の項

附 則
この省令は、公布の日から施行する。

法規的告示

○農林水産省告示第六百七十五号
日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法
律第七十五号）第五条において準用する同法第
三条第一項の規定に基づき、しょうゆの日本農林
規格（平成十六年農林水産省告示第七百三十三号）
（JAS 一七〇三）を確認したので、同法第七
条第二項の規定に基づき公示する。
令和七年十一月十日

農林水産大臣 鈴木 憲和
○農林水産省告示第六百七十六号
日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法
律第七十五号）第五条において準用する同法第
三条第一項の規定に基づき、ノングルテン米粉の
製造工程管理の日本農林規格（令和二年農林水産
省告示第二千二百二十号）（JAS 〇〇一四）を確
認したので、同法第七条第二項の規定に基づき公
示する。
令和七年十一月十日

農林水産大臣 鈴木 憲和

その他告示

○法務省告示第三百三十五号
公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七
条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に
電磁的記録に関する事務を行わせる。
この告示は、告示の日から効力を生ずる。
令和七年十一月十日

法務大臣 平口 洋
横浜地方法務局所属
宮地 裕美
園部 典生
佐藤 方生
内藤 正之
峯 俊之
醍醐 邦治
秋山 仁美
関 一穂
多見谷寿郎
岩崎 吉明
一木 文智
前澤 康彦
藤井 俊郎
飯塚 宏
金子 直史
市川 祐一
福島 弘
景山 太郎
安藤 範樹
築 雅子
中嶋 功
内堀 宏達
宮川 博行
吉田 克久
中村 誠
馬場 純夫
石川さおり
秋元 豊
喜多 剛久
高瀬 一嘉
永村 俊朗
金澤 勝幸
千葉雄一郎
猪俣 尚人

同	栗原 正史	千葉地方務局所属	住川 洋英
同	小山 健治	同	小川 浩
同	佐藤 光代	同	石山 順一
同	杉本 秀敏	同	伊藤 武志
同	野口 忠彦	同	高橋 真
同	内田 俊彦	同	岩本 尚文
同	田邊 孝文	同	大橋 光典
同	鈴木 裕治	同	和田 澄男
同	若林美賀子	同	大西 忠広
同	上野 暁	同	岩田 伸雅
同	大手 昭宏	同	田尻 克巳
同	吉野 通洋	同	成川 洋司
同	二宮 信吾	同	篠原 辰夫
同	見目 明夫	同	松谷 佳樹
同	森田 邦郎	同	大宮由紀枝

○外務省告示第四百三十号

令和七年十月八日にブノンペンで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がカンボジア王国政府との間に行われた。

令和七年十一月十日

(日本側書簡)

外務大臣 茂木 敏充

(訳文)
書簡をもって啓上いたします。本使は、カンボジア王国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とカンボジア王国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1 四百四十四億三千七百万円(四四、四三七、〇〇〇、〇〇〇円)の額までの円貨による借款(以下「借款」という)が、この書簡の付表(以下「付表」という)に掲げる事業計画(以下「計画」という)を実施することを目的として、各事業計画につき付表に定める配分に応じ、独立行政法人国際協力機構(以下「JICA」という)により、日本国の関係法令に従って、カンボジア王国政府に供与されることになる。

2 (1) 借款は、カンボジア王国政府とJICAとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び借款の使用に関する手続は、この了解の範囲内で、特に次の原則を含むことになる。前記の借款契約によって規律される。

- (a) 償還期間は、十年の据置期間の後二十年とする。
 - (b) 年間の利率率は、適用可能な東京タイム物リスク・フリー・レートであつて六箇月の貸出しに適用されるものに〇・四パーセントを加えたものとする。
 - (c) (b)の規定にかかわらず、(b)に規定する利率率が〇・一パーセントよりも低い場合には、利率は、年〇・一パーセントとする。
 - (d) (b)及び(c)の規定にかかわらず、借款の一部が計画のコンサルタントに対して行う支払のために使用に供される場合には、当該一部に係る利率率は、年〇・六五パーセントとする。
 - (e) 支出期間は、前記の借款契約の発効の日から後十一年とする。
- (1)に規定する借款契約は、それぞれ、JICAが当該借款契約に係る計画の実行可能性(環境及び社会に対する配慮を含む)を確認した後に締結される。
- (3) (1)(e)に規定するそれぞれの支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

- 3 (1) 借款は、カンボジア王国の実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して将来行う支払であつて、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために当該実施機関と当該供給者、請負業者又はコンサルタントとの間で締結されることのある契約に基づくものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、当該調達適格国において、当該調達適格国で生産される生産物又は当該調達適格国から供給される役務について行われる。
- (2) (1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。
- (3) 借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。
- 4 カンボジア王国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務が、JICAの調達のためのガイドラインであつて、特に、国際競争入札の手続(当該手続が適用できない場合又は当該手続を適用することが適当でない場合を除き従うべき手続)を定めるものに従つて調達されることを確保する。
- 5 カンボジア王国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社との公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。
- 6 3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してカンボジア王国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためカンボジア王国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。
- 7 カンボジア王国政府は、次のものを免除する。
 - (a) JICAについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してカンボジア王国において課される全ての財政課徴金及び租税
 - (b) 供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、借款に基づいて行われる生産物又は役務の供給から生ずる所得に関してカンボジア王国において課される全ての財政課徴金及び租税
 - (c) 供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関してカンボジア王国において課される全ての関税及び関連の財政課徴金
 - (d) 計画の実施に従事する日本国民である被用者について、計画の実施のため供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社から取得する個人所得に対してカンボジア王国において課される全ての財政課徴金及び租税
 - (e) 供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、借款に基づいて行われる生産物又は役務の購入に関してカンボジア王国において課される全ての付加価値税
- 8 カンボジア王国政府は、次のことのために必要な措置をとる。
 - (a) 借款が適正に、かつ、専ら計画のために使用されること及び軍事目的に使用されないことを確保すること。
 - (b) 借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びカンボジア王国の一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。
 - (c) 借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正かつ効果的に維持され、及び使用されること並びに軍事目的に使用されず、及び他の融資の担保として使用されないことを確保すること。
- 9 カンボジア王国政府は、要請に応じ、日本国政府及びJICAに対して次のものを提供する。
 - (a) 計画の実施の進捗状況についての情報及び資料
 - (b) 計画に関連するその他の情報
- 10 両政府は、この了解から又はこの了解に関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。
- 11 付表は、この書簡の不可分の一部を成す。

本使は、更に、この書簡及びカンボジア王国政府に代わって前記の了解を確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとするを提案する光栄を有します。
本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。
二千二十五年十月八日にプノンペンで

カンボジア王国
副首相兼外務国際協力大臣 プラック・ソコン閣下
付表

カンボジア王国駐在
日本国特命全権大使 植野篤志

- 1 ニーロト水道拡張計画(第一期) 二百十五億二千六百万円
 - 2 プノンペン首都圏送配電網拡張整備計画(フェーズ3)(第一期) 二百二十九億千百万円
- 総額 (カンボジア側書簡) 四百四十四億三千七百万円

(訳文)
書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。
(日本側書簡)

本大臣は、更に、カンボジア王国政府に代わって前記の了解を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとするに同意する光栄を有します。
本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。
二千二十五年十月八日にプノンペンで

カンボジア王国駐在

日本国特命全権大使 植野篤志閣下
○農林水産省告示第六百七十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
令和七年十一月十日

- 一 解除に係る保安林の所在場所 秋田県湯沢市(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 三 解除の理由 道路用地とするため

(次の図)は、省略し、その図面を秋田県庁及び湯沢市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第六百七十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
令和七年十一月十日

農林水産大臣 鈴木 憲和

カンボジア王国

副首相兼外務国際協力大臣 プラック・ソコン

- 一(一) 解除に係る保安林の所在場所 北海道登別市(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 一(二) 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 一(三) 解除の理由 指定理由の消滅
- 二(一) 解除に係る保安林の所在場所 北海道登別市(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 二(二) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 二(三) 解除の理由 指定理由の消滅

(次の図)は、省略し、その図面を北海道庁及び登別市役所に備え置いて縦覧に供する。

○国土交通省告示第一号

砂防法(明治三十年法律第二十九号)第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和七年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程(明治三十年勅令第三百八十二号)第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。
令和七年十一月十日

国土交通大臣 金子 恭之

一 砂防法第二条の土地に係る河川の名称 宮目木川

二 砂防法第二条の土地の表示

イ 熊本県球磨郡五木村甲字葛八重、北平及野々脇の区域内の土地のうち、次の一点から十五点までを順次結んだ線、十五点と十六点を熊本県球磨郡五木村甲字野々脇七三三番三四と七三三番二四の境界に沿って結んだ線、十六点から二十四点までを順次結んだ線、二十四点と二十五点を熊本県球磨郡五木村甲字北平九〇七番七と九〇七番三の境界に沿って結んだ線、二十五点から三十一点までを順次結んだ線及び一点と三十一点を結んだ線で囲まれた土地の区域(昭和四十二年建設省告示第七百九十一号で指定した同号九四に掲げる土地の区域を除く)

点	北緯	東経
1	32°21'50.8310"	130°51'33.0183"
2	32°21'50.8890"	130°51'33.6879"
3	32°21'50.8203"	130°51'34.0654"
4	32°21'50.2347"	130°51'36.7041"
5	32°21'50.0769"	130°51'39.1277"
6	32°21'50.0175"	130°51'40.0365"
7	32°21'50.1344"	130°51'40.9030"
8	32°21'50.2921"	130°51'41.3051"
9	32°21'51.2157"	130°51'43.1714"
10	32°21'52.2166"	130°51'44.3843"
11	32°21'52.6003"	130°51'45.2993"
12	32°21'57.9345"	130°51'48.3485"
13	32°21'57.6292"	130°51'49.6217"
14	32°21'57.4902"	130°51'50.1297"
15	32°21'56.5913"	130°51'49.8175"
16	32°21'54.6984"	130°51'49.3576"
17	32°21'53.0404"	130°51'49.6802"

18	32°21'51.7742"	130°51'49.1309"
19	32°21'51.5059"	130°51'48.9229"
20	32°21'49.7372"	130°51'47.2128"
21	32°21'48.1511"	130°51'43.4644"
22	32°21'50.0848"	130°51'41.9174"
23	32°21'49.7417"	130°51'40.7420"
24	32°21'49.7915"	130°51'38.9387"
25	32°21'49.9472"	130°51'37.2818"
26	32°21'50.0313"	130°51'36.5496"
27	32°21'50.1479"	130°51'35.8031"
28	32°21'50.6412"	130°51'33.9889"
29	32°21'50.7130"	130°51'33.6038"
30	32°21'50.6456"	130°51'33.1037"
31	32°21'50.6708"	130°51'33.0431"

ロ 熊本県球磨郡五木村甲字野々脇の区域内の土地のうち、次の三十二点から三十六点までを順次結んだ線、三十六点と三十七点を熊本県球磨郡五木村甲字野々脇七三三番三〇と七三三番二九の境界に沿って結んだ線、三十七点と三十八点を熊本県球磨郡五木村甲字野々脇七三三番三〇と七三三番二七の境界に沿って結んだ線、三十八点から四十九点までを順次結んだ線及び三十二点から四十九点までを昭和四十二年建設省告示第七百九十一号で指定した同号九四に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線で囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
32	32°21'46.7632"	130°51'37.8512"
33	32°21'46.4240"	130°51'37.3122"
34	32°21'46.2305"	130°51'37.3684"
35	32°21'45.9158"	130°51'36.8751"
36	32°21'45.6852"	130°51'36.0150"

37	32°21'45.9134"	130°51'32.3932"
38	32°21'44.0075"	130°51'26.9920"
39	32°21'44.3272"	130°51'26.0915"
40	32°21'44.9774"	130°51'25.5937"
41	32°21'44.4679"	130°51'23.9355"
42	32°21'44.2279"	130°51'22.9362"
43	32°21'44.4443"	130°51'21.7534"
44	32°21'44.4920"	130°51'20.2292"
45	32°21'44.7292"	130°51'18.7241"
46	32°21'45.2123"	130°51'17.5605"
47	32°21'45.4232"	130°51'16.8233"
48	32°21'45.7013"	130°51'16.1245"
49	32°21'45.8746"	130°51'15.6614"

○国土交通省告示第十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
 令和七年十一月十日
 国土交通大臣 金子 恭之

- 一 砂防法第二条の土地に係る河川の名称
向島谷川左支浜
- 二 砂防法第二条の土地の表示
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅の区域内の土地のうち、次の一点と二点を令和二年国土交通省告示第千五百八十三号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線、二点から二十一点までを順次結んだ線及び一点と二十一点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	34°02'26.1973"	135°10'33.0151"
2	34°02'31.4797"	135°10'31.3246"
3	34°02'31.1625"	135°10'32.3565"
4	34°02'31.1462"	135°10'32.9875"
5	34°02'31.1684"	135°10'33.9067"
6	34°02'30.4197"	135°10'34.3561"

7	34°02'29.8486"	135°10'34.6993"
8	34°02'28.4437"	135°10'35.1474"
9	34°02'27.8930"	135°10'35.2647"
10	34°02'27.4293"	135°10'35.0091"
11	34°02'27.2311"	135°10'34.8924"
12	34°02'27.0188"	135°10'34.8111"
13	34°02'26.9660"	135°10'34.6293"
14	34°02'26.9435"	135°10'34.3486"
15	34°02'26.5613"	135°10'33.8951"
16	34°02'26.3308"	135°10'33.6239"
17	34°02'26.3744"	135°10'33.4296"
18	34°02'26.4043"	135°10'33.2285"
19	34°02'26.2336"	135°10'33.1788"
20	34°02'26.2205"	135°10'33.1713"
21	34°02'26.1984"	135°10'33.0317"

○国土交通省告示第十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
 令和七年十一月十日
 国土交通大臣 金子 恭之

- 一 砂防法第二条の土地に係る河川の名称
西岩瀬小川
- 二 砂防法第二条の土地の表示
山口県岩国市由宇町の区域内の土地のうち、次の一点から十三点までを順次結んだ線及び一点と十三点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	34°02'07.1203"	132°09'59.2685"
2	34°02'07.6346"	132°09'57.9441"
3	34°02'06.9548"	132°09'56.7268"
4	34°02'07.7093"	132°09'55.2867"
5	34°02'09.2358"	132°09'55.6253"
6	34°02'09.7039"	132°09'56.5026"

7	34°02'09.8614"	132°09'57.4794"
8	34°02'09.7719"	132°09'58.3398"
9	34°02'10.4321"	132°09'58.4599"
10	34°02'11.1713"	132°09'59.4020"
11	34°02'10.5461"	132°10'00.7077"
12	34°02'09.2911"	132°10'00.7843"
13	34°02'07.2038"	132°10'00.1921"

○国土交通省告示第十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
 令和七年十一月十日
 国土交通大臣 金子 恭之

- 一 砂防法第二条の土地に係る河川の名称
東長沢原沢
- 二 砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱二号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域
新潟県砂高市大字長沢

字倉下	一五二六番	一号
	一五二六番	二号
	一五二七番	七号
	一五二八番	八号
	一五三七番	九号、十二号及び十三号
	一五三二番	十号
	一五三〇番	十一号
字水ナシ	一六六一番	三号及び四号
	一六三八番	五号
	一六五一番	六号

○国土交通省告示第十六号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第十七条の八の規定に基づき、同法第十六条第二項に規定する登録講習機関である株式会社住宅新報から代表者を変更する届出があったので、同法第十七条の十八第二号の規定に基づき次のとおり公示する。
 令和七年十一月十日
 国土交通大臣 金子 恭之

一 代表者の変更

変更前	中野 孝仁
変更後	上田 来

二 変更の年月日 令和七年八月二十五日

○国土交通省告示第十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
 令和七年十一月十日
 国土交通大臣 金子 恭之

- 一 砂防法第二条の土地に係る河川の名称
沢入
- 二 砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から三十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域
新潟県柏崎市大字佐水

字前山	一七二八番	一号及び二号
	一七二八番	三十二号
地先道路敷	一七二七番	三号
	一七二五番	四号
	一七二四番	五号
	一七二三番	六号
	一六六四番	七号及び八号
	一六五七番	九号
	一六五四番	十号
字スガ坂	一四八九番	十一号及び十二号
	一四九〇番	十三号
	一四九一番	十四号
	一六二七番	十五号
地先道路敷	一六二七番	十六号
	一六三三番	十七号
	一六三二番	十八号
	一六三一番	十九号から二十五号まで及び二十六号から二十八号まで
	一六三〇番	二十六号から二十八号まで

○観光庁告示第十号

通知案内土法（昭和二十四年法律第二百十号）第四十条の規定に基づき、特定非営利活動法人日本文化体験交流塾（登録研修機関第六号）から研修業務を行う事務所の所在地を変更する届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により次のとおり公示する。

令和七年十一月十日 観光庁長官 村田 茂樹

Table with 2 columns: 変更前 (東京都港区芝公園三の五の八 機械振興会館本館B百九) and 変更後 (東京都港区芝公園三の五の八 機械振興会館本館B二〇八)

二 変更の年月日 令和七年二月九日

○関東地方整備局告示第二百二十二号 次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十一月十日から二週間一般の縦覧に供する。 令和七年十一月十日 関東地方整備局長 橋本 雅道

路線名 供用開始の区間 図面縦覧場所 二十号 茅野市宮川字素麵畑四四五三番一地区先から同市宮川字下野国道事務所（河原四三九九番七まで）（ただし、関係図面に表示する部） 野国道事務所

供用開始の期日 令和七年十一月十日

国会事項

衆議院

質問書提出

十一月六日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

旧統一教会の政治的関与に関する質問主意書（大西健介提出）

部落差別の実態に係る調査と今後の施策に関する質問主意書（八幡愛提出）

原状回復費用を積み立てない太陽光発電事業者に関する質問主意書（島田洋一提出）

パワーハラズメント及びセクシュアルハラズメントに係る慰謝料等の国際比較及び制度的課題に関する質問主意書（八幡愛提出）

土壌医の位置付けに関する質問主意書（八幡愛提出）

AV新法に必要な見直しの着手に関する質問主意書（八幡愛提出）

人事異動

内閣

森 美樹夫 笠原 謙一 横田 賢司

齊藤 純 三上 明輝 田島 浩志

清水 享 野口 泰 内田 浩行

特命全権大使に任命する 伊藤 雅人

高等裁判所長官に任命する（以上十一月五日）

内閣府 総務大臣 林 芳正

外務大臣 平口 洋

財務大臣 茂木 敏充

文部科学大臣 片山さつき

防衛大臣 小泉進次郎

防衛大臣 小泉進次郎

内閣官房長官 木原 稔

内閣府特命担当大臣 片山さつき

デジタル大臣 松本 尚

同 黄川田仁志

復興大臣 牧野 京夫

中央交通安全対策会議委員に任命する（各通）（十月五日）

（牧野たかお） 総務大臣 林 芳正

同 総務大臣 林 芳正

同 内閣府特命担当大臣 黄川田仁志

同 内閣府特命担当大臣 黄川田仁志

同 内閣府特命担当大臣 城川 実

同 内閣府特命担当大臣 城川 実

同 内閣府特命担当大臣 小野田紀美

同 内閣府特命担当大臣 小野田紀美

同 内閣府特命担当大臣 城川 実

同 内閣府特命担当大臣 城川 実

同 内閣府特命担当大臣 小野田紀美

同 内閣府特命担当大臣 小野田紀美

同 内閣府特命担当大臣 城川 実

同 内閣府特命担当大臣 城川 実

同 内閣府特命担当大臣 小野田紀美

同 内閣府特命担当大臣 小野田紀美

同 内閣府特命担当大臣 城川 実

同 内閣府特命担当大臣 城川 実

同 内閣府特命担当大臣 小野田紀美

同 内閣府特命担当大臣 小野田紀美

同 内閣府特命担当大臣 城川 実

同 内閣府特命担当大臣 城川 実

同 内閣府特命担当大臣 小野田紀美

同 内閣府特命担当大臣 小野田紀美

同 内閣府特命担当大臣 城川 実

同 内閣府特命担当大臣 城川 実

最高裁判所

熊本簡易裁判所に補する 松藤 和博

福岡簡易裁判所に補する（以上十月三十日） 梅崎 聖博

東京高等裁判所に補する 吉川 健治

盛岡簡易裁判所に補する 武宮 英子

盛岡家庭裁判所に補する

兼ねて盛岡地方裁判所に補する

盛岡簡易裁判所に補する

小泉進次郎 片山さつき 黄川田仁志 林 芳正 平口 洋 茂木 敏充 片山さつき 松本 洋平 上野賢一郎 鈴木 憲和 赤澤 亮正 金子 恭之 石原 宏高 小泉進次郎 木原 稔 松本 尚 牧野 京夫

簡易裁判所判事兼判事 齋藤 巖
横須賀簡易裁判所判事に補する
横須賀簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する
横浜地方裁判所に補する
横浜地方裁判所横須賀支部勤務を命ずる
横浜地方裁判所横須賀支部長を命ずる
横須賀簡易裁判所に補する
横須賀簡易裁判所横須賀支部勤務を命ずる
横須賀簡易裁判所横須賀支部長を命ずる
前橋家庭裁判所判事兼前橋地方裁判所判事・太田簡易裁判所判事
島村 陽子
東京地方裁判所に補する
東京簡易裁判所に補する(以上十一月一日)

東京高等裁判所に補する
東京簡易裁判所に補する
東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事
増田 稔
知的財産高等裁判所長を命ずる
大阪高等裁判所に補する
大阪簡易裁判所に補する
長谷川浩二
東京高等裁判所に補する
知的財産高等裁判所勤務を命ずる
部の事務を総括する者に指名する
東京簡易裁判所に補する
宮崎地方裁判所判事兼宮崎家庭裁判所判事・宮崎簡易裁判所判事
沖中 康人
大阪高等裁判所に補する
部の事務を総括する者に指名する
大阪簡易裁判所に補する
大阪家庭裁判所に補する
久保井恵子
易裁判所判事
宮崎地方裁判所に補する
宮崎地方裁判所長を命ずる
兼ねて宮崎家庭裁判所に補する
宮崎簡易裁判所長を命ずる
宮崎簡易裁判所に補する
宮崎簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する

大阪高等裁判所に補する
大阪簡易裁判所に補する
大阪家庭裁判所に補する
大阪簡易裁判所に補する
大阪家庭裁判所に補する
大阪簡易裁判所に補する
大阪簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する
大阪高等裁判所に補する
大阪簡易裁判所に補する
大阪家庭裁判所に補する
大阪簡易裁判所に補する
大阪家庭裁判所に補する
大阪簡易裁判所に補する
大阪簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する

大阪家庭裁判所に補する
大阪簡易裁判所に補する
大阪簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する
大阪高等裁判所に補する
大阪簡易裁判所に補する
大阪家庭裁判所に補する
大阪簡易裁判所に補する
大阪簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する

大阪家庭裁判所に補する
大阪簡易裁判所に補する
大阪簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する
大阪高等裁判所に補する
大阪簡易裁判所に補する
大阪家庭裁判所に補する
大阪簡易裁判所に補する
大阪簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する

〇定年退官
簡易裁判所判事深田英夫及び同吉村寿人は十月二十九日限り定年退官
判事兼簡易裁判所判事本多知成は十一月一日限り本官たる判事が定年退官となり同時に兼官たる簡易裁判所判事も退官となる
高等裁判所長官館内比佐志は十一月三日限り定年退官

褒 賞

紺綬褒章
公益のため多額の私財を寄附したので、令和七年十月二十五日、紺綬褒章を授かった者又は贈与された者は、次のとおりである。
上山 祐平 田中 真一 久保 令子
深川 和也 伊東 映子 中出 利明
鬼頭 和也 山本 清剛 秦 啓員
海津 隆哉 原井 基博 川島 眞人
中村 誠司 馬場 渉 岡崎眞理子
五月女哲平 神谷 昌広 西田 治義
浅野 宏國 陰地 俊介 樽松 清子
小川 晶子 土井 靖正 石原 裕
大澤 俊之 河野 修一 山口 辰夫
射口由美子 末澤 昇清 山本 昇
三谷 克己 河本 清 早川 祐太
佐々木正博 安田 泰司 木村 憲一
近藤 典子 穴倉 光洋 竹内 滋博
大韓民国人 成 七龍

紺綬褒章並びに賞杯
公益のため多額の私財を寄附したので、令和七年十月二十五日、紺綬褒章並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。
鈴木 徹 鈴木仙太郎 田中 愛子
井澤 米子 土井美和子 山西 泰明
秋野 公臣 松井 秀雄 伏見 千代
木村 肇 新堀 孝博
褒章条例第一条により紺綬褒章並びに同第五条により木杯一組台付を授ける(各通)

紺綬褒章並びに賞杯
公益のため多額の私財を寄附したので、令和七年十月二十五日、紺綬褒章並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。
島羽 博道 亀山 敬司 根岸 秋男
松田 芳己 松野 浩 林 正和
藤沢 昭和 藤田 進 星野 徳夫

紺綬褒章並びに賞杯
公益のため多額の私財を寄附したので、令和七年十月二十五日、紺綬褒章に付する飾版を授かった者は、次のとおりである。
井上 信幸 太田 昭吉 葉田 順治
林 恭介 多田トモ子 飯村 慎一
山崎 恵 長谷川士郎 吉田 正明
古賀 信介 中嶋 洋 笹山 周作
田中 善信 土田 隆 紀田 貢
井上 桂子 山田 晃久 梅村 孝雄
野原 祐樹
褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける(各通)
馬淵 隆一
褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版二個を授ける
四方 祥樹 田中 康生 荒井 正昭
佐々木啓氏 戸田 成郎

紺綬褒章並びに賞杯
公益のため多額の私財を寄附したので、令和七年十月二十五日、紺綬褒章に付する飾版並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。
王 厚龍 前川 貴行 栗山 茂朗
褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける(各通)
船津 明子
褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版二個並びに同第五条により木杯一組台付二個を授ける
水野 弘道
褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版三個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける
韓 昌祐
褒章条例第三条第二項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける
リソテックジャパン株式会社
株式会社smart
株式会社smart
株式会社メコン
都市クリエイト株式会社
株式会社松田養鶏場

岡山グロイニングファーム株式会社
株式会社松原組
ワケンホールディングス株式会社
富士ベークライト株式会社
シーロード建設株式会社
株式会社アイグランホールディングス
株式会社ベガスベガス
株式会社ニトリン
株式会社L's STORE
株式会社大東銀行
G L P ジャパン・アドバイザーズ株式会社
株式会社丸杉
株式会社日本投資事業団
アールビー東プラ株式会社
イーグル工業株式会社
株式会社富士メガネ
株式会社富士工業株式会社
源清田商事株式会社
株式会社新澤醸造店
オークラサービス株式会社
大和財託株式会社
合同会社Seto labo
株式会社ゴルフファステート
株式会社村上農園
株式会社ハープ健康本舗
一般財団法人脳神経疾患研究所
東京都民共済生活協同組合
株式会社小寺鉄工所
大山株式会社
デピス株式会社
ジー・オー・ピー株式会社
株式会社森崎建設工業
株式会社オカモト
株式会社八光
信金中央金庫
株式会社阪神マテリアル
正栄汽船株式会社
日鮮海運株式会社
瀬野汽船株式会社
株式会社ワイ・ジー・ケー
山田電器工業株式会社
株式会社プロトソリューション
愛媛海運株式会社
B E M A C 株式会社

株式会社フアケテム
西つがる風力発電株式会社
東武環境センター株式会社
眞鍋造機株式会社
潮冷熱株式会社
日本マテリアル株式会社

褒章条例第二条により褒状を授ける(各通)

追賞褒状
公益のため多額の私財を寄附したので、令和七年十月二十五日、褒状を授かった者は、次のとおりである。
故小野修一遺族 小野 剛
褒章条例第六条により木杯一組台付を授ける

皇室事項

追賞賜杯
公益のため多額の私財を寄附したので、令和七年十月二十五日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。
故小野修一遺族 小野 剛
褒章条例第六条により木杯一組台付を授ける
認定官任命式
十一月五日午後七時三十五分、宮中において、特命全權大使森美樹夫、同笠原謙一、同横田賢司、同齊藤純、同三上明輝、同田島浩志、同清水享、同野口泰、同内田浩行及び高等裁判所長官伊藤雅人の認定官任命式が行われた。

官庁事項

官庁事項

東北方整備局公示
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
その関係図面は、令和七年十一月十日から二週間一般の縦覧に供する。
令和七年十一月十日
東北方整備局長 西村 拓

(一) 道路の種類 一般国道

(二) 路線名 四号

(三) 占用を制限する区域

岩手県二戸郡一戸町中山字西火行二七番一〇から同町中山字西火行二七番一まで

(四) 制限の対象とする占用物件
新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。)

(五) 占用を制限する理由
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日
令和七年十一月十日

(七) 図面縦覧場所
東北方整備局及び同局岩手河川国道事務所

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
その関係図面は、令和七年十一月十日から二週間一般の縦覧に供する。
令和七年十一月十日
東北方整備局長 西村 拓

令和七年十一月十日 東北方整備局長 西村 拓

(一) 道路の種類 一般国道
(二) 路線名 百八号
(三) 占用を制限する区域

(四) 制限の対象とする占用物件
新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。)

(五) 占用を制限する理由
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日
令和七年十一月十日

(七) 図面縦覧場所
東北方整備局及び同局仙台河川国道事務所

金融庁告示配第四号

アールジーエー・リインシユアランス・カンパニーから保険業法(平成七年法律第五号)第二百九条第二号の規定による届出(同法第八十七條第一項第二号に掲げる日本における代表者の氏名及び住所の変更)があったので、同法第八十九條後段の規定に基づき、次のとおり告示する。
令和七年十一月十日
金融庁長官 伊藤 豊

日本における代表者の氏名及び住所
加藤 和子
東京都墨田区石原三二丁目四番八一九〇二号

公 告

諸事項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当該裁判所に申し出て下さい。
令和7年(家)第7674号
名古屋市中東区藤見が丘31番地 プラウド藤見が丘パークサイド30C号
申立人 萩野 直樹
本籍名古屋守山区小幡中2丁目2006番地、最後の住所名古屋守山区小幡中2丁目20番10号、死亡の場所愛知県名古屋千種区、死亡年月日令和7年7月2日、出生の場所愛知県名古屋千種区、出生年月日昭和25年6月26日、職業無職
被相続人 亡 佐竹 英子

備 考

事務所名古屋市中区丸の内3-2-29ヤガニビル7階 増田・横山法律事務所
相続財産清算人 弁護士 横山 貴之
催告期間満了日 令和8年6月12日
名古屋家庭裁判所

令和7年(家)第257号

千葉県千葉市中央区弁天1丁目33番地11号
申立人 西條 英志
本籍愛媛県宇和島市川内甲1793番地、最後の住所愛媛県宇和島市川内甲1793番地、死亡の場所愛媛県宇和島市、死亡年月日令和6年7月15日、出生の場所愛媛県宇和島市、出生年月日昭和32年4月25日、職業無職
被相続人 亡 西條 郁夫
愛媛県宇和島市和雲元町1-1-17 紀長ビル1階 弁護士法人本多総合法律事務所
相続財産清算人 本多 克字
催告期間満了日 令和8年6月18日
松山家庭裁判所宇和島支部

令和7年(家)第706号

愛知県西尾市吉良町駿馬丸山86番地1
申立人 エイコウ産業株式会社
本籍京都府京田辺市田辺十曾1番地7、最後の住所愛知県岡崎市野畑町字南郷中4番地ベルクッドカーデンプラザ101、死亡の場所愛知県額田郡幸田町、死亡年月日令和5年10月21日朝頃、出生の場所京都府乙訓郡長岡町、出生年月日昭和44年12月23日、職業会社役員
被相続人 亡 徳永 裕幸
愛知県岡崎市明大寺町字銭堤4番地2 清水法律事務所
相続財産清算人 弁護士 清水 広有
催告期間満了日 令和8年5月22日
名古屋家庭裁判所岡崎支部

令和7年(家)第4263号

大阪府岸和田市上野町東22番2号
申立人 羽田 康毅
本籍大阪府岸和田市南町102番地、最後の住所大阪府堺市中区平井38番地7、死亡の場所大阪府堺市中区、死亡年月日令和7年8月3日、出生の場所大阪府岸和田市、出生年月日昭和19年4月28日、職業無職
被相続人 亡 八尾 和子
事務所大阪市中央区北浜2-1-3北浜清友会館ビル7階
相続財産清算人 弁護士 奥山 隆輔
催告期間満了日 令和8年5月28日
大阪家庭裁判所堺支部

令和7年(家)第30372号

福岡市中央区渡辺通5丁目23番8号
申立人 株式会社エム・アール・エフ
本籍広島市佐伯区八幡東3丁目275番地2、最後の住所広島市西区己斐本町1丁目16番8-1002号、死亡の場所広島県広島市中区、死亡年月日令和6年8月6日、出生の場所広島県佐伯郡津田町、出生年月日昭和21年12月2日、職業無職
被相続人 亡 坂本 佳之
事務所広島市中区東白島町14-15 N T Tクレド白島ビル8階 弁護士法人広島メープル法律事務所
相続財産清算人 弁護士 甲斐野正行
催告期間満了日 令和8年5月20日
広島家庭裁判所

令和7年(家)第329号

香川県高松市松島町2丁目13番25号
申立人 伊藤 雅啓
本籍香川県善通寺市金蔵寺町441番地、最後の住所香川県高松市松島町2丁目13番25号伊藤雅啓方、死亡の場所香川県高松市、死亡年月日令和7年1月3日、出生の場所香川県善通寺市、出生年月日昭和46年11月30日、職業無職
被相続人 亡 川田ゆかり
香川県高松市丸の内4-9 丸の内ビル301高橋総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 高橋 顕児
催告期間満了日 令和8年5月29日
高松家庭裁判所

令和7年(家)第387号

大阪府堺市南区原山台5丁3番1-1412号
申立人 景浦 裕子

本籍愛媛県松山市東垣生町784番地、最後の住所愛媛県松山市東垣生町784番地、死亡の場所愛媛県松山市、死亡年月日令和7年1月21日頃から31日頃までの間、出生の場所愛媛県松山市、出生年月日昭和33年10月31日、職業無職
被相続人 亡 友澤 裕紀
事務所愛媛県大洲市中村195-1 コスモポリタン中野N o . 4 弁護士法人たいよう大洲事務所
相続財産清算人 弁護士 池本 真彦
催告期間満了日 令和8年5月28日
松山家庭裁判所

令和7年(家)第351号

福岡県豊前市大字畠中141番地
申立人 榎本 陽子
本籍大分県中津市大字合馬537番地、最後の住所大分県宇佐市大字上時枝1223番地の10、死亡の場所大分県宇佐市、死亡年月日令和7年7月20日、出生の場所大分県中津市、出生年月日昭和41年5月4日、職業無職
被相続人 亡 川底 一夫
大分県由布市湯布院町川上885番地4
相続財産清算人 司法書士 松川 知世
催告期間満了日 令和8年6月1日
大分家庭裁判所中津支部

令和7年(家)第61号

鹿児島県大島郡瀬戸内町大字古仁屋字松江3番地
申立人 数島 馨
本籍鹿児島県大島郡瀬戸内町大字古仁屋字松江2番地、最後の住所鹿児島県大島郡瀬戸内町大字古仁屋字松江2番地、死亡の場所鹿児島県大島郡瀬戸内町、死亡年月日推定令和6年4月4日、出生の場所沖縄県国頭郡大宜味村、出生年月日昭和28年2月16日、職業無職
被相続人 亡 金城 弘典
鹿児島県大島郡瀬戸内町大字古仁屋字松江4番地3
相続財産清算人 司法書士 木村昭一郎
催告期間満了日 令和8年5月29日
鹿児島家庭裁判所名瀬支部

令和7年(家)第71号

鹿児島県奄美市名瀬港町22番23号
申立人 和田 知彦

本籍鹿児島県奄美市住用町大字城84番地、最後の住所鹿児島県奄美市住用町大字城84番地、死亡の場所鹿児島県奄美市、死亡年月日令和7年2月22日、出生の場所鹿児島県名瀬市、出生年月日昭和31年10月14日、職業無職
被相続人 亡 柳瀬 弘子
鹿児島県奄美市名瀬之脇町34番1-301号
相続財産清算人 司法書士 里村 紀幸
催告期間満了日 令和8年5月29日
鹿児島家庭裁判所名瀬支部

令和7年(家)第30480号

宮崎市柳丸町69番地セジュールヒヨリ2-203
申立人 川越 沙織
本籍北海道小樽市奥沢3丁目21番、最後の住所北海道小樽市奥沢3丁目21番11号、死亡の場所北海道小樽市、死亡年月日平成31年2月27日、出生の場所北海道小樽市、出生年月日昭和42年2月3日、職業無職
被相続人 亡 遠藤 成美
北海道小樽市稲穂2丁目22番1号小樽経済センタービル5階鹿角健太法律事務所
相続財産清算人 鹿角 健太
催告期間満了日 令和8年5月22日
札幌家庭裁判所小樽支部

令和7年(家)第20013号

栃木県那須塩原市上厚崎508番地12
申立人 増渕 祐子
本籍福島県伊達市梁川町字御八郎27番地1、最後の住所栃木県那須塩原市西富山58番地1特別養護老人ホーム那須友愛苑、死亡の場所栃木県那須塩原市、死亡年月日令和6年10月7日、出生の場所東京市牛込区、出生年月日昭和3年12月15日、職業不明
被相続人 亡 阪内 利子
事務所栃木県那須塩原市永田町3-25那須法律事務所
相続財産清算人 弁護士 品川 尚子
催告期間満了日 令和8年5月16日
宇都宮家庭裁判所大田原支部

令和7年(家)第2079号

群馬県邑楽郡千代田町大字赤岩1895番地の1
申立人 群馬県邑楽郡千代田町長 高橋 純一
本籍群馬県邑楽郡千代田町大字赤岩195番地2、最後の住所群馬県邑楽郡千代田町大字赤岩6番地の1里東町管住宅59J-1、死亡の場所群馬県館林市、死亡年月日令和7年3月9日、出生の場所群馬県邑楽郡千代田村、出生年月日昭和32年9月18日、職業無職
被相続人 亡 大澤 功

群馬県邑楽郡千代田町大字赤岩1748番地の7
相続財産清算人 司法書士 大塚 和良
催告期間満了日 令和8年5月18日
前橋家庭裁判所太田支部

令和7年(家)第20096号

群馬県前橋市大手町3丁目3番1号
申立人 群馬県信用保証協会
本籍群馬県安中市安中2丁目2640番地、最後の住所群馬県安中市下秋間4463番地9、死亡の場所群馬県高崎市、死亡年月日令和7年2月13日、出生の場所群馬県碓氷郡安中町、出生年月日昭和22年5月1日、職業無職
被相続人 亡 吉澤 勝美
群馬県高崎市緑町1丁目25番5号Y Kビル緑町207号 西村法律事務所
相続財産清算人 西村 直行
催告期間満了日 令和8年5月18日
前橋家庭裁判所高崎支部

令和7年(家)第71790号

東京都千代田区麹町5丁目2番地1
申立人 株式会社オリエントコーポレーション
本籍東京都葛飾区柴又3丁目2番、最後の住所東京都葛飾区柴又3丁目2番5-509号グアイパレス柴又、死亡の場所東京都葛飾区、死亡年月日令和6年8月1日頃、出生の場所群馬県吾妻郡嬬恋村、出生年月日昭和30年3月10日、職業不明
被相続人 亡 一場 正
事務所東京都千代田区麹町4丁目3番5号K i o i c h o 435 3階 吉田・神山法律事務所
相続財産清算人 弁護士 吉田崇一郎
催告期間満了日 令和8年6月1日
東京家庭裁判所

令和7年(家)第40818号

東京都大田区大森東1-11-5
申立人 今木 建二
本籍栃木県佐野市本町2896番地、最後の住所横浜市西区南浅間町19番地9ジェイール横浜WEST403号、死亡の場所神奈川県横浜市西区、死亡年月日推定令和6年11月30日、出生の場所東京都北区、出生年月日昭和30年6月9日、職業無職
被相続人 亡 山口 均
事務所横浜市中区相生町1-3モアグラント関内ビル5階
相続財産清算人 弁護士 若井 公志
催告期間満了日 令和8年6月17日
横浜家庭裁判所

令和7年(家)第8660号

石川県小松市京町34番地
申立人 前多加奈子
本籍石川県白山市鹿島町い226番地、最後の住所石川県小松市向本折町ホ31番地松寿園養老、死亡の場所石川県小松市、死亡年月日令和7年1月29日、出生の場所石川県鳳至郡七浦村、出生年月日昭和7年1月2日、職業無職
被相続人 亡 大森笑美子
石川県能美市寺井町レ87 能美法律事務所
相続財産清算人 石井 翔大
催告期間満了日 令和8年5月29日
金沢家庭裁判所小松支部

令和7年(家)第162号

香川県丸亀市川西町北2211番地
申立人 横井不動産商事株式会社
本籍香川県丸亀市川西町南甲354番地2、最後の住所香川県丸亀市川西町南甲354番地2、死亡の場所香川県丸亀市、死亡年月日令和6年12月26日、出生の場所香川県丸亀市、出生年月日昭和17年2月4日、職業貸家業・農業
被相続人 亡 古川 虎雄
香川県丸亀市本町25番地 久保ビル 馬場法律事務所
相続財産清算人 弁護士 馬場 俊夫
催告期間満了日 令和8年5月31日
高松家庭裁判所丸亀支部

令和7年(家)第17025号

沖縄県うるま市石川東山2丁目28番地13
申立人 金城 孝次
申立人手続代理人弁護士 島袋 達志
本籍沖縄県うるま市石川1892番地3、最後の住所沖縄県うるま市石川1892番地10、死亡の場所沖縄県うるま市、死亡年月日令和5年11月4日、出生の場所沖縄県中頭郡読谷山村、出生年月日昭和8年12月1日、職業無職
被相続人 亡 金城 秀子
沖縄県沖縄市松本3丁目3番17号
相続財産清算人 本田 祥子
催告期間満了日 令和8年5月29日
那覇家庭裁判所沖縄支部

令和7年(家)第17028号

沖縄県沖縄市南桃原2丁目12番5号
申立人 吉田 明正

本籍沖縄県中頭郡与那城町字平安座251番地、最後の住所沖縄県中頭郡与那城町字平安座251番地、死亡の場所沖縄県沖縄市、死亡年月日平成6年5月8日、出生の場所沖縄県中頭郡読谷山村、出生年月日明治33年12月20日、職業無職
被相続人 亡 吉田カマル
沖縄県沖縄市松本3丁目1番3号 久田ビル203号
相続財産清算人 弁護士 島田 考人
催告期間満了日 令和8年5月30日
那覇家庭裁判所沖縄支部

令和7年(家)第1466号

東京都中央区日本橋小舟町8番1号
申立人 のぞみ債権回収株式会社
本籍山梨県北杜市長坂町長坂上条2575番地、最後の住所山梨県甲斐市龍地4101番地5、死亡の場所山梨県甲府市、死亡年月日令和6年10月15日、出生の場所山梨県北巨摩郡日野春村、出生年月日昭和13年11月28日、職業無職
被相続人 亡 倉田 正男
事務所山梨県甲府市丸の内1丁目17番5号舞鶴ビル5階 前田法律事務所
相続財産清算人 弁護士 前田 直哉
催告期間満了日 令和8年5月10日
甲府家庭裁判所

令和7年(家)第244号

静岡県焼津市本町2丁目16番32号
申立人 焼津市長 中野 弘道
本籍静岡県焼津市栄町1丁目2番地1、最後の住所静岡県焼津市五ヶ堀之内740番地の3、死亡の場所静岡県焼津市、死亡年月日令和3年10月19日、出生の場所愛知県名古屋守山区、出生年月日昭和38年10月19日、職業不詳
被相続人 亡 仁藤 裕史
静岡県静岡市葵区両替町2-4-15静岡O.Nビル4階 はばたき法律事務所
相続財産清算人 弁護士 佐藤 丈太
催告期間満了日 令和8年5月15日
静岡家庭裁判所島田出張所

令和7年(家)第4020号

北九州市小倉北区金田1丁目8番5号 北九州法曹ビル3階 福田・金弘法律事務所
申立人 柏木慎太郎

本籍佐賀県佐賀市兵庫町大字若宮1150番地、最後の住所福岡県田川郡大任町大字今任原3401番地 愛寿園、死亡の場所福岡県田川郡福智町、死亡年月日令和6年12月30日、出生の場所福岡県福岡市、出生年月日昭和24年6月28日、職業無職
被相続人 亡 御厨 勝幸
北九州市小倉北区金田1丁目8番5号 北九州法曹ビル3階 福田・金弘法律事務所
相続財産清算人 弁護士 柏木慎太郎
催告期間満了日 令和8年5月15日
福岡家庭裁判所田川支部

令和7年(家)第662号

岐阜県可児市川合798番地1
申立人 一般社団法人可茂成年後見センター
本籍岐阜県加茂郡富加町滝田1129番地、最後の住所岐阜県加茂郡坂祝町黒岩149番地2 さわやか日本ライン、死亡の場所岐阜県美濃加茂市、死亡年月日令和7年6月17日、出生の場所岐阜県加茂郡富加町、出生年月日昭和21年2月19日、職業不詳
被相続人 亡 塚原 進
岐阜県美濃加茂市中部台5丁目7番地26
相続財産清算人 坂下 恵司
催告期間満了日 令和8年5月22日
岐阜家庭裁判所御嵩支部

令和7年(家)第30141号

静岡県駿河区用宗5丁目2番12号池谷司法書士事務所
申立人 司法書士 池谷 道男
本籍静岡県静岡市清水区辻4丁目63番地、最後の住所静岡市清水区蜂ヶ谷460番地の7 特別養護老人ホーム蜂ヶ谷園、死亡の場所静岡県静岡市葵区、死亡年月日令和6年9月6日、出生の場所静岡県清水市、出生年月日昭和30年7月27日、職業無職
被相続人 亡 工藤 俊一
静岡県駿河区用宗5丁目2番12号池谷司法書士事務所
相続財産清算人 司法書士 池谷 道男
催告期間満了日 令和8年6月4日
静岡家庭裁判所

令和7年(家)第70192号

兵庫県西宮市津門呉羽町2-15 メゾン呉羽102
申立人 特定非営利活動法人P A S ネット
本籍兵庫県西宮市樋ノ口町2丁目25番、最後の住所兵庫県西宮市樋ノ口町2丁目25番6-306号、死亡の場所兵庫県西宮市、死亡年月日令和5年10月31日、出生の場所大阪府大阪市福島区、出生年月日昭和18年10月25日、職業無職
被相続人 亡 池田加代子
事務所兵庫県西宮市甲風園1丁目7番6号古川ビル3階 西宮みらい法律事務所
相続財産清算人 弁護士 谷口 芙美
催告期間満了日 令和8年5月20日
神戸家庭裁判所尼崎支部

令和7年(家)第70159号

兵庫県加古川市尾上町安田102番地の2
申立人 山本美和子
本籍兵庫県加古川市神野町神野73番地1、最後の住所兵庫県加古川市平岡町一色西2丁目37番地サンシティプチャハウス102号、死亡の場所兵庫県加古川市、死亡年月日平成22年4月11日頃から20日頃までの間、出生の場所兵庫県加古川市、出生年月日昭和41年5月11日、職業不明
被相続人 亡 高田 将治
事務所兵庫県姫路市安田3丁目103番地の2 弁護士法人藤田・川崎法律事務所
相続財産清算人 弁護士 岸本 悟
催告期間満了日 令和8年5月15日
神戸家庭裁判所姫路支部

令和7年(家)第70166号

兵庫県高砂市北浜町西浜492番地の5
申立人 北野 秀樹
本籍兵庫県姫路市飾磨区恵美酒85番地2、最後の住所兵庫県姫路市別所町別所4丁目34番地、死亡の場所大阪府大阪市阿倍野区、死亡年月日令和6年4月2日、出生の場所兵庫県加古川市、出生年月日昭和46年3月7日、職業不明
被相続人 亡 小原伊知郎
事務所兵庫県姫路市岡町40番地澤田・中上・森法律事務所
相続財産清算人 弁護士 森 崇志
催告期間満了日 令和8年5月14日
神戸家庭裁判所姫路支部

令和7年(家)第40215号

北海道恵庭市京町1番地
申立人 恵庭市
本籍北海道恵庭市恵み野西4丁目10番15、最後の住所北海道恵庭市恵み野西4丁目10番15、死亡の場所北海道千歳市、死亡年月日平成28年4月1日、出生の場所北海道小樽市、出生年月日大正15年3月31日、職業年金受給者
被相続人 亡 原井 淳子
事務所札幌市中央区南1条西10丁目南大通ビルアネックス6階 田中・渡辺法律事務所
相続財産清算人 弁護士 折田 純一
催告期間満了日 令和8年6月10日
札幌家庭裁判所

令和7年(家)第40289号

札幌市南区南32条西10丁目3番26号アドアストラ南32-102号
申立人 橋本 優子
本籍北海道岩内郡岩内町字大浜140番地、最後の住所札幌市中央区南15条西15丁目1番30号札幌花園病院、死亡の場所北海道札幌市中央区、死亡年月日令和7年5月6日、出生の場所北海道岩内郡岩内町、出生年月日昭和38年8月25日、職業無職
被相続人 亡 阿部 健二
事務所札幌市中央区北1条西7丁目3番地おおわだビル4階 札幌フロンティア法律事務所
相続財産清算人 弁護士 平山 誠
催告期間満了日 令和8年6月10日
札幌家庭裁判所

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることとなります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

令和7年(家)第26号

茨城県筑西市宮後2172-2
申立人 山口 敏之

本籍茨城県筑西市市野辺402番地1、最後の住所茨城県筑西市市野辺402番地1
不在者 山口 達也
昭和48年8月30日生
届出期間満了日 令和8年3月2日
水戸家庭裁判所下妻支部

令和7年(家)第52号

栃木県さくら市小入722番地7
申立人 玉城 健治
本籍栃木県矢板市大槻1006番地、最後の住所不詳
不在者 富川 和男
昭和24年5月16日生
届出期間満了日 令和8年2月27日
宇都宮家庭裁判所大田原支部

令和7年(家)第7672号

埼玉県三郷市鷹野5丁目587番地6
申立人 横山 英美
本籍新潟県新潟市秋葉区古田2317番地、最後の住所東京市本所区向島請地町104番地
不在者 横山 行夫
大正11年3月27日生
届出期間満了日 令和8年2月27日
東京家庭裁判所

令和7年(家)第3203号

千葉県八街市希望ヶ丘95-167
申立人 五十川 恵子
本籍愛知県名古屋市中村区若宮町4丁目7番地、最後の住所大阪府大阪市生野区猪飼野東2丁目4番地
不在者 近藤 博之
昭和21年12月3日生
届出期間満了日 令和8年2月24日
大阪家庭裁判所

令和7年(家)第3278号

大阪府河内長野市市町1251番地
申立人 浦野 勝広
本籍大阪府河内長野市市町1261番地、最後の住所大阪府西成区萩之茶屋2丁目5番23号釜ヶ崎解放会館
不在者 浦野 則光
昭和13年2月16日生
届出期間満了日 令和8年2月24日
大阪家庭裁判所

令和7年(家)第102号

福岡県久留米市城島町六町原801番地3
申立人 鐘ヶ江益三

本籍福岡県久留米市城島町下青木1224番地、最後の住所福岡県久留米市城島町六町原801番地3
不在者 鐘ヶ江愛子
昭和36年8月11日生
届出期間満了日 令和8年2月27日
福岡家庭裁判所久留米支部

令和7年(家)第408号

鹿児島県始良市西始良3丁目18番8号
申立人 内瀬戸優太
本籍鹿児島県鹿児島市伊敷8丁目3292番地、最後の住所鹿児島市伊敷8丁目14番15号
不在者 上片平 敏
昭和33年8月12日生
届出期間満了日 令和8年2月27日
鹿児島家庭裁判所

失踪宣告**令和7年(家)第1001号**

本籍北海道伊達市北稀府町33番地、最後の住所北海道勇払郡むかわ町福住2丁目16番地1
不在者 青山二三四
昭和10年2月10日生
令和7年10月22日失踪宣告審判確定
札幌家庭裁判所室蘭支部裁判所書記官

令和6年(家)第585号

本籍埼玉県比企郡小川町大字小川232番地、最後の住所長野県上伊那郡箕輪村式千八百拾四番地
不在者 吉野 唯芳
昭和19年12月14日生
令和7年10月7日失踪宣告審判確定
さいたま家庭裁判所熊谷支部裁判所書記官

令和7年(家)第1680号

本籍東京都八王子市横川町446番地8、最後の住所東京都八王子市横川町446番地8
不在者 織田 将史
平成3年5月11日生
令和7年10月21日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所立川支部裁判所書記官

令和7年(家)第35号

本籍岐阜県土岐市妻木町803番地1、最後の住所岐阜県土岐市妻木町803番地
不在者 長江真太郎
昭和51年11月19日生
令和7年10月22日失踪宣告審判確定
岐阜家庭裁判所多治見支部裁判所書記官

令和7年(家)第61号

本籍高知県高岡郡日高村本郷2222番地、最後の住所高知県鴨部3丁目7番16-32号
不在者 野村 勝利
昭和35年3月11日生
令和7年10月3日失踪宣告審判確定
高知家庭裁判所裁判所書記官

令和7年(家)第59号

本籍佐賀県鳥栖市今泉町2578番地、最後の住所北九州市八幡区春の町5丁目7番3号
不在者 梅 秀真留
大正13年6月27日生
令和7年10月21日失踪宣告審判確定
福岡家庭裁判所小倉支部裁判所書記官

令和7年(家)第116号

本籍熊本県上天草市大矢野町登立10889番地、最後の住所大阪府東大阪市吉田3-4
不在者 石住 房人
昭和23年8月1日生
令和7年10月17日失踪宣告審判確定
熊本家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第404号

本籍北海道中川郡中川町字安川456番地4、最後の住所北海道中川郡中川町字安川456番地の4
不在者 千葉 学
昭和62年6月17日生
令和7年10月23日失踪宣告審判確定
旭川家庭裁判所名寄支部裁判所書記官

令和7年(家)第12号

本籍東京都世田谷区奥沢5丁目41番、最後の住所東京都世田谷区奥沢5丁目41番2号
不在者 平岡 理香
昭和39年3月13日生
令和7年10月23日失踪宣告審判確定
旭川家庭裁判所名寄支部裁判所書記官

令和7年(家)第3286号

本籍大阪府大阪市港区南市岡2丁目7番地、最後の住所不明
不在者 西村 チヨ
明治34年8月12日生
令和7年10月23日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

令和6年（家）第243号

本籍静岡県富士市入山瀬4丁目364番地2、最後の住所静岡県富士市入山瀬4丁目12番50号

不在者 泉地 榮子

昭和11年2月18日生

令和7年10月21日失踪宣告審判確定

静岡家庭裁判所富士支部裁判所書記官

令和6年（家）第917号

本籍大阪府藤井寺市東藤井寺町14番、最後の住所大阪府大阪市住吉区我孫子5丁目

不在者 久谷 満夫

昭和9年3月1日生

令和7年10月21日失踪宣告審判確定

大阪家庭裁判所堺支部裁判所書記官

令和7年（家）第50号

本籍滋賀県湖南市菩提寺1004番地、最後の住所兵庫県淡路市仮屋302番地

不在者 松本 春江

昭和26年8月12日生

令和7年10月21日失踪宣告審判確定

神戸家庭裁判所洲本支部裁判所書記官

失踪宣告取消**令和7年（家）第2604号**

本籍静岡県浜松市浜北区貴布祢448番地1、住所大阪市西成区萩之茶屋1丁目5番14号メゾンドヴェューコスモ502号

申立人（失踪者） 平野 美隆

昭和16年2月22日生

令和7年10月22日失踪宣告取消審判確定

大阪家庭裁判所裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったため、前記の有価証券の無効を宣言する。

令和7年（ハ）第1号

大阪市平野区加美東1丁目15番10号

申立人 株式会社イシダ工作所

代表者代表取締役 石田 好弘

申立人代理人弁護士 西野 弘一

権利を争う旨の申述の終期 令和7年10月17日

令和7年10月20日 鎌倉簡易裁判所

（別紙） 目録

約束手形 1通

手形番号 810220

金額 107,470円

支払期日 令和7年10月3日

支払地 横浜市

支払場所 株式会社横浜銀行戸塚支店

振出日 令和7年4月30日

振出地 横浜市戸塚区上矢部町915番地

振出人 日本自働精機株式会社 代表取締役

田中 宏和

受取人 株式会社イシダ工作所

最終所持人 株式会社イシダ工作所

令和7年（ハ）第1号
次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに、適法な権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったため、前記権利は失権する。

北海道礼文郡礼文町大字香深村字トンナイ132番地の4

申立人 三井 隆之

権利の届出の終期 令和7年10月10日

令和7年10月15日 稚内簡易裁判所

（別紙） 目録

1 土地 礼文郡礼文町大字香深村字トンナイ132番4

宅地 59.94平方メートル

2 登記年月日番号 旭川地方法務局稚内支局明治34年9月6日受付第173号

3 登記した権利の内容

登記の目的 賃借権設定

原因 明治34年7月10日設定

借賃 1年12円50銭

支払期 毎年7月30日

存続期間 明治34年7月より明治44年6月まで10年

範囲 本番の土地の内14坪

賃借権者 礼文郡礼文町大字香深村32番地

廣瀬 徳人

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年（フ）第7318号

東京都品川区西五反田8丁目2番12 アール五反田7A

債務者 一般社団法人Japan Entertainment開発協会

代表者代表理事 丸山 一彦

1 決定年月日時 令和7年10月29日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 大友 秀剛

4 破産債権の届出期間 令和7年11月26日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月22日午後1時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第7319号

東京都品川区西五反田1丁目7番1-404号

債務者 株式会社アップルウィン

代表者代表取締役 田邊 綾

1 決定年月日時 令和7年10月29日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 大友 秀剛

4 破産債権の届出期間 令和7年11月26日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月22日午後1時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第7320号

東京都千代田区神田佐久間町3丁目23番地

スタウトビル4階

債務者 株式会社ジーニウス

代表者代表取締役 金子 新

1 決定年月日時 令和7年10月29日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 三浦 修

4 破産債権の届出期間 令和7年11月26日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月22日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第7321号

東京都千代田区神田佐久間町3丁目23番地

スタウトビル4階

債務者 Genius Studio Japan株式会社

代表者代表取締役 金子 新

1 決定年月日時 令和7年10月29日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 三浦 修

4 破産債権の届出期間 令和7年11月26日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月22日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第7322号

東京都千代田区神田佐久間町3丁目23番地

スタウトビル4階

債務者 Genius Yaoi Studio株式会社

代表者代表取締役 金子 新

1 決定年月日時 令和7年10月29日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 三浦 修

4 破産債権の届出期間 令和7年11月26日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月22日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第7323号

東京都千代田区神田佐久間町3丁目23番地

スタウトビル4階

債務者 Genius Sharing Studio株式会社

代表者代表取締役 金子 新

1 決定年月日時 令和7年10月29日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 三浦 修

4 破産債権の届出期間 令和7年11月26日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月22日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第7327号

東京都足立区六木1丁目4番3号
債務者 合同会社正義
代表者代表社員 梶塚 正晃

- 1 決定年月日時 令和7年10月29日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 飯田 岳
- 4 破産債権の届出期間 令和7年11月26日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月22日午後1時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第7354号

東京都中央区日本橋堀留町1丁目2番1号
債務者 有限会社ナショナルビジネスサポート
代表者代表取締役 米山ミユキカリーナ

- 1 決定年月日時 令和7年10月29日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 田中 伸英
- 4 破産債権の届出期間 令和7年11月26日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月30日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第7364号

東京都港区赤坂2丁目8番13号
債務者 株式会社ハードウェア
代表者代表取締役 平野 耕司

- 1 決定年月日時 令和7年10月29日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 田村 佳弘
- 4 破産債権の届出期間 令和7年11月26日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月29日午後1時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第7369号

東京都中央区日本橋茅場町2-14-5 石川ビル3階301号室、商業登記簿上の本店所在地東京都千代田区鍛冶町1丁目10番8号 石川第2LKビル5階
債務者 クリエイトファーマ株式会社
代表者代表取締役 太田 郁夫

- 1 決定年月日時 令和7年10月29日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 望月 克也

- 4 破産債権の届出期間 令和7年11月26日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月22日午後2時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第7400号

東京都練馬区関町南3丁目15番39-202号
債務者 有限会社ゼコノ
代表者代表取締役 海老原芳子

- 1 決定年月日時 令和7年10月29日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 鈴木 芳信
- 4 破産債権の届出期間 令和7年11月26日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月23日午後1時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第7402号

東京都渋谷区神宮前6丁目23番4号 桑野ビル2階
債務者 株式会社キャバリア
代表者代表取締役 石川 隆浩

- 1 決定年月日時 令和7年10月29日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 栗原 功佑
- 4 破産債権の届出期間 令和7年11月26日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月22日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第7407号

東京都荒川区荒川1丁目8番6号
債務者 株式会社トワニー
代表者代表取締役 島村江美子

- 1 決定年月日時 令和7年10月29日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 石原 遼太
- 4 破産債権の届出期間 令和7年11月26日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月22日午前10時

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第7410号

東京都渋谷区代官山町17番1-1808号
債務者 Jasmine Impactful Way株式会社
代表者代表取締役 村山 徳子

- 1 決定年月日時 令和7年10月29日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 金田賢太郎
- 4 破産債権の届出期間 令和7年11月26日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月23日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第7415号

東京都港区南麻布1丁目5番8号 SKIPFLAT302
債務者 有限会社スタンダード
代表者代表取締役 松下 和裕

- 1 決定年月日時 令和7年10月29日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 佐野みゆき
- 4 破産債権の届出期間 令和7年11月26日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月23日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第7452号

東京都中央区新川1-6-1 ニューリパータワー1階、商業登記簿上の本店所在地東京都中央区日本橋茅場町2丁目5番2号 グラント・ガーラ日本橋茅場町1105

債務者 株式会社日本料理漁火
代表者代表取締役 坂元 達朗

- 1 決定年月日時 令和7年10月29日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 西川 将史
- 4 破産債権の届出期間 令和7年11月26日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月30日午後2時

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第7454号

東京都江東区常盤1-18-8 3F、商業登記簿上の本店所在地東京都江東区亀戸9丁目10番1号

債務者 有限会社中央アート出版社
代表者代表取締役 富澤 勇次

- 1 決定年月日時 令和7年10月29日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 雪丸 真吾

- 4 破産債権の届出期間 令和7年11月26日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月22日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第7456号

東京都練馬区大泉学園町7丁目13番3号 テラス学園A101
債務者 株式会社ファーストリフォーム
代表者代表取締役 安河内 渡

- 1 決定年月日時 令和7年10月29日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 菊池 秀明
- 4 破産債権の届出期間 令和7年11月26日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月29日午前10時

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第7459号

東京都練馬区三原台1丁目22番6号、商業登記簿上の本店所在地東京都新宿区新宿6丁目28番8号 ラ・ベルティ新宿901
債務者 特定非営利活動法人再チャレンジ東京
代表者理事 平林 朋紀

- 1 決定年月日時 令和7年10月29日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 辻 周典
- 4 破産債権の届出期間 令和7年11月26日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月23日午後1時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第7462号

東京都新宿区西新宿1-26-2 新宿野村ビル32階
債務者 株式会社スチコン塾
代表者代表取締役 大関友美乃

- 1 決定年月日時 令和7年10月29日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 政平 亨史
- 4 破産債権の届出期間 令和7年11月26日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月23日午前10時

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第7498号

東京都板橋区中板橋22-9 堀越ビル102、
商業登記簿上の本店所在地東京都板橋区中板
橋22-9 堀越ビル101

債務者 株式会社よつば

代表者代表取締役 榎本 博則

- 1 決定年月日時 令和7年10月29日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小山 哲
- 4 破産債権の届出期間 令和7年11月26日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月22日午後2時

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第7500号

東京都目黒区中目黒3丁目3番3号 アルス
中目黒ヴィルトレーテ314

債務者 株式会社Bell o euf

代表者代表取締役 田村 理絵

- 1 決定年月日時 令和7年10月29日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高倉 太郎
- 4 破産債権の届出期間 令和7年11月26日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月23日午前10時

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第7502号

東京都江東区北砂4丁目24番16号 KMコー
ポ301号

債務者 株式会社ベネフィットジャパン

代表者代表取締役 加藤 亨

- 1 決定年月日時 令和7年10月29日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 早川 咲耶
- 4 破産債権の届出期間 令和7年11月26日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月23日午前10時

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第7504号

東京都台東区池之端1丁目1番2号

債務者 株式会社ちびっ子ハウス

代表者代表取締役 小野寺勇太

- 1 決定年月日時 令和7年10月29日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岸本 悠

- 4 破産債権の届出期間 令和7年11月26日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月23日午前10時

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第7505号

東京都渋谷区宇田川町12番3号

債務者 有限会社アルタミラミュージック

代表者代表取締役 榊井 省志

- 1 決定年月日時 令和7年10月29日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 森田 雄貴
- 4 破産債権の届出期間 令和7年11月26日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月22日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第7506号

東京都小平市上水本町2丁目18番20号

債務者 有限会社アイワ空調

代表者代表取締役 内田 雄治

- 1 決定年月日時 令和7年10月29日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 森居 秀彰
- 4 破産債権の届出期間 令和7年11月26日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月29日午前10時

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第7523号

東京都港区西新橋1丁目11番8号 安井ビル
3階

債務者 株式会社フォルツジャパン

代表者代表取締役 前川 善郎

- 1 決定年月日時 令和7年10月29日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 宮地 理子
- 4 破産債権の届出期間 令和7年11月26日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月29日午後1時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第7524号

東京都渋谷区富ヶ谷2-16-11 プラウドフ
ラット代々木八幡501

債務者 有限会社ユニバーサル・プランナー

代表者代表取締役 美貴恵三子

- 1 決定年月日時 令和7年10月29日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 鈴木加奈子
- 4 破産債権の届出期間 令和7年11月26日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月22日午後1時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第7528号

東京都東村山市野口町1丁目26番地28 第2
小山ハイツ103、商業登記簿上の本店所在地
新潟県新潟市中央区本馬越2-6-15

債務者 株式会社サイドエフクト

代表者代表取締役 高野 信篤

- 1 決定年月日時 令和7年10月29日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 前原 香
- 4 破産債権の届出期間 令和7年11月26日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月23日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第7530号

東京都新宿区高田馬場1丁目21番6号 メゾ
ン高田馬場306号室

債務者 イーストアジアセキュリティ株式会社
代表者代表取締役 藤浪 努

- 1 決定年月日時 令和7年10月29日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 鈴木 仁史
- 4 破産債権の届出期間 令和7年11月26日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月29日午後2時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第7553号

東京都練馬区上石神井1丁目42番7号

債務者 株式会社korino factor
y

代表者代表取締役 小林 範子

- 1 決定年月日時 令和7年10月29日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 東妻 陽一
- 4 破産債権の届出期間 令和7年11月26日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月22日午後2時

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第7557号

東京都世田谷区上馬2丁目9番15-103号

債務者 株式会社Blo om

代表者代表取締役 石河 裕貴

- 1 決定年月日時 令和7年10月29日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 安藤 豪
- 4 破産債権の届出期間 令和7年11月26日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月29日午前10時

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第7559号

東京都世田谷区玉川3丁目20番2号 マノア
玉川第3ビル5階

債務者 Goldcat合同会社

代表者代表社員 三宅 雅俊

- 1 決定年月日時 令和7年10月29日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山下紗耶佳
- 4 破産債権の届出期間 令和7年11月26日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月30日午後2時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第7561号

東京都江東区辰巳3丁目13番10号

債務者 株式会社A-TEAM

代表者代表取締役 松本 侑也

- 1 決定年月日時 令和7年10月29日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 鶴岡 拓真
- 4 破産債権の届出期間 令和7年11月26日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月22日午後2時

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第7570号

東京都台東区浅草2丁目7番13号

債務者 株式会社宮戸川

代表者代表取締役 櫻井 英二

- 1 決定年月日時 令和7年10月29日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 林田健太郎
- 4 破産債権の届出期間 令和7年11月26日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月29日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第7606号

神奈川県横浜市鶴見区東寺尾東台22番13号、
商業登記簿上の本店所在地東京都港区芝大門
1丁目11番9-201号

債務者 シイノ通商株式会社
代表者代表取締役 椎野 泰行

- 1 決定年月日時 令和7年10月29日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松本美奈子
- 4 破産債権の届出期間 令和7年11月26日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月6日午後2時

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第1161号

千葉県船橋市高瀬町50番7号2-D号室
債務者 株式会社T's

- 代表者代表取締役 寺澤 一生
- 1 決定年月日時 令和7年10月28日午後5時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 藤代 浩則
 - 4 破産債権の届出期間 令和7年11月27日まで
 - 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月17日午前11時

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第1489号

千葉県八千代市村上南3丁目5番地3-102号室

債務者 株式会社グラスランチハウス
代表者代表取締役 横田 繁

- 1 決定年月日時 令和7年10月28日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 永嶋久美子
- 4 破産債権の届出期間 令和7年11月27日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月4日午前11時

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第1253号

宮城県石巻市鮫浦存入田60番地
債務者 株式会社ヤマサン伊藤商事
代表者代表取締役 伊藤ふき子

- 1 決定年月日時 令和7年10月29日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小野寺友宏

- 4 破産債権の届出期間 令和7年11月28日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月30日午前11時10分

仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第113号

長野県上田市上田原802-19 セイワビルA棟202
債務者 株式会社ばりもでい
代表者代表取締役 川上 淳平

- 1 決定年月日時 令和7年10月29日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 織 英子
- 4 破産債権の届出期間 令和7年11月28日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月21日午前10時30分

長野地方裁判所上田支部

令和7年(フ)第327号

愛媛県松山市桑原2丁目13番18号クラルテムゾンリリー
債務者 株式会社ケアネットワーク
代表者代表取締役 渡邊 貴教

- 1 決定年月日時 令和7年10月30日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 村上 亮二
- 4 破産債権の届出期間 令和7年12月15日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月9日午後1時30分

松山地方裁判所民事部

令和7年(フ)第70号

福岡県直方市大字赤地溝越128番地の1
債務者 株式会社吉田鐵工所
代表者代表取締役 吉田 祐司

- 1 決定年月日時 令和7年10月30日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 古本 栄一
- 4 破産債権の届出期間 令和7年12月22日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月18日午前10時30分
- 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時まで異議を述べなければならない。

福岡地方裁判所直方支部

令和7年(フ)第71号

福岡県直方市大字下境723番地の28
債務者 株式会社ワイ. エム. シー.
代表者代表取締役 吉田 祐司

- 1 決定年月日時 令和7年10月30日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 古本 栄一
- 4 破産債権の届出期間 令和7年12月22日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月18日午前11時
- 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時まで異議を述べなければならない。

福岡地方裁判所直方支部

**破産手続開始・破産手続廃止
及び免責許可申立てに関する
意見申述期間****令和7年(フ)第396号**

北海道北斗市東浜2丁目17番5号 コスモ東浜202号室
債務者 佐藤 勝哉

- 1 決定年月日時 令和7年10月28日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年12月16日まで
函館地方裁判所

令和7年(フ)第94号

山形県米沢市東大通2丁目4番58号 アッシュフォード201号室、前住所山形県米沢市下花沢1丁目3番38号 コーポTOM A号室
債務者 斎藤 郁明

- 1 決定年月日時 令和7年10月28日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年12月16日まで
山形地方裁判所米沢支部

令和7年(フ)第500号

愛知県豊田市花園町一本木30番地6
債務者 古川 結香

- 1 決定年月日時 令和7年10月27日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年12月16日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和7年(フ)第393号

函館市亀田町4番9-203号 ビバリア1
債務者 今野 新

- 1 決定年月日時 令和7年10月29日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年12月17日まで
函館地方裁判所

令和7年(フ)第399号

函館市花園町22番26-16号
債務者 岩田カオル

- 1 決定年月日時 令和7年10月29日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年12月17日まで
函館地方裁判所

令和7年(フ)第95号

山形県南陽市若狭郷屋873番地の2 相沢アパート D号室
債務者 鈴木 優

- 1 決定年月日時 令和7年10月29日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年12月17日まで
山形地方裁判所米沢支部

令和7年(フ)第425号

愛知県高浜市神明町6丁目8番地34
債務者 深谷 尚宣

- 1 決定年月日時 令和7年10月27日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年12月17日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和7年（フ）第489号

愛知県刈谷市野田町割敷8番地1 ㈱豊田自動織機野田寮、前住所愛知県刈谷市矢場町4丁目117番地1 レオパレスアガイティエーラ104号

債務者 佐久田万己

- 1 決定年月日時 令和7年10月27日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年12月17日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和7年（フ）第521号

愛知県岡崎市堂前町2丁目10番地15 プラッサムコート堂前 A-103

債務者 赤瀬 憲泰

- 1 決定年月日時 令和7年10月27日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年12月17日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和7年（フ）第565号

愛知県岡崎市緑丘3丁目14番地12 グリーンビレッジ D-103

債務者 川村 莉加

- 1 決定年月日時 令和7年10月27日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年12月17日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和7年（フ）第60号

岩手県二戸郡一戸町高善寺字大川鉢1番地5 大久保アパート2号室

債務者 小舘 義則

- 1 決定年月日時 令和7年10月28日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年12月19日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

令和7年（フ）第47号

岩手県宮古市崎ヶ崎第14地割76番地5

債務者 佐々木喜貴

- 1 決定年月日時 令和7年10月29日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年12月19日まで
盛岡地方裁判所宮古支部

令和7年（フ）第236号

群馬県藤岡市藤岡886番地11

債務者 石井 裕介

- 1 決定年月日時 令和7年10月24日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年12月19日まで
前橋地方裁判所高崎支部

令和7年（フ）第4448号

大阪府豊中市庄内東町3丁目3番21-303号

債務者 服部 来武

- 1 決定年月日時 令和7年10月28日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月7日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年1月16日午後1時30分

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第4887号

大阪府城東区永田3丁目13番22号 フジパレス深江橋1番館101

債務者 石田 成樹

- 1 決定年月日時 令和7年10月28日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月7日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年1月20日午後1時30分

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第4967号

大阪府中央区鶴屋町2丁目3番5号 プルミエールメゾン303

債務者 井上 幸子（旧姓梅田）

- 1 決定年月日時 令和7年10月28日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月7日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年1月20日午後1時30分

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第5031号

大阪府浪速区桜川4丁目11番8-705号

債務者 酒井 姫波

- 1 決定年月日時 令和7年10月28日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月7日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年1月20日午後1時30分

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第5069号

大阪府寝屋川市平池町25番6号（205号）、前住所大阪府寝屋川市音羽町19番16号

債務者 大前 智嵩

- 1 決定年月日時 令和7年10月28日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月7日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年1月20日午後1時30分

大阪地方裁判所第6民事部

破産手続終結**令和6年（フ）第66号**

福岡県行橋市大字福丸770番地1

破産者 ウイルテック株式会社

- 1 決定年月日 令和7年10月23日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

福岡地方裁判所行橋支部破産係

令和7年（フ）第533号

愛知県半田市古浜町10番地

破産者 有限会社細江工業所

- 1 決定年月日 令和7年10月28日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年（フ）第382号

愛知県岡崎市定国町下川原12番地

破産者 株式会社サダコウ

- 1 決定年月日 令和7年10月28日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和6年（フ）第670号

愛知県岡崎市緑丘1丁目4番地1

破産者 株式会社跡

- 1 決定年月日 令和7年10月28日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和6年（フ）第914号

大阪府和泉市池上町4丁目11番32号

破産者 株式会社高石加工

- 1 決定年月日 令和7年10月28日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

大阪地方裁判所堺支部破産係

令和6年（フ）第1001号

神戸市長田区神楽町3丁目7番2号、従前の本店所在地神戸市長田区神楽町3丁目2番10号

破産者 株式会社トーホービルサービス

- 1 決定年月日 令和7年10月28日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

神戸地方裁判所第3民事部

令和5年（フ）第243号

神戸市西区平野町向井1番地の4、前住所静岡県伊豆の国市南條1663 ニューメゾン201号

破産者 中村 和禎

- 1 決定年月日 令和7年10月28日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

神戸地方裁判所明石支部破産係

令和6年（フ）第708号

岡山市南区藤田1029番地3

破産者 株式会社MF（旧商号メイシヨクフーズ株式会社）

- 1 決定年月日 令和7年10月28日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

岡山地方裁判所第3民事部

令和7年（フ）第555号

東京都国分寺市東恋ヶ窪4丁目6番地12ハイツ・アメニティ96 303

破産者 大戸 勉

- 1 決定年月日 令和7年10月29日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和6年（フ）第2552号

横浜市緑区長津田3丁目5番23号

破産者 株式会社新聞鹿野

- 1 決定年月日 令和7年10月29日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

横浜地方裁判所第3民事部

令和5年（フ）第579号

神奈川県小田原市寿町1丁目9番33号

破産者 モリタ薬品産業株式会社

- 1 決定年月日 令和7年10月29日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和7年（フ）第343号

京都市山科区勤修寺平田町87番地

破産者 株式会社ゆずデザイン

- 1 決定年月日 令和7年10月29日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

京都地方裁判所第5民事部破産係

令和5年（フ）第25号

（最後の住所）京都府京丹後市網野町浜詰46番地の45

破産者 坂本ストアーこと亡坂本佳弘相続財産

- 1 決定年月日 令和7年10月29日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

京都地方裁判所宮津支部

令和7年（フ）第72号

札幌市南区北ノ沢4丁目1番40-307号

破産者 有限会社工藤商事

- 1 決定年月日 令和7年10月29日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

札幌地方裁判所民事第4部

令和6年（フ）第343号

埼玉県志木市中宗岡1丁目12番22号

破産者 亡柳下春雄相続財産

- 1 決定年月日 令和7年10月29日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和6年（フ）第1599号

千葉県若葉区大宮町1128番地5

破産者 川口 康史（旧姓長谷川）

- 1 決定年月日 令和7年10月29日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年（フ）第968号

川崎市川崎区池田1丁目10番2号

破産者 A&Tロボティクス株式会社

- 1 決定年月日 令和7年10月29日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和5年（フ）第31号

長野県岡谷市本町1丁目5番25号

破産者 増澤醸造株式会社

- 1 決定年月日 令和7年10月29日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

長野地方裁判所諏訪支部

令和4年（フ）第223号

静岡県焼津市五ヶ堀之内579番地の2

破産者 株式会社共栄産業

- 1 決定年月日 令和7年10月29日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

静岡地方裁判所民事第2部

令和6年（フ）第1683号

愛知県瀬戸市川西町2丁目8番地

破産者 合資会社野田モータース

- 1 決定年月日 令和7年10月29日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年（フ）第50号

京都府亀岡市保津町3の坪45番地の1

破産者 京都茶華道具館株式会社

- 1 決定年月日 令和7年10月29日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

京都地方裁判所園部支部破産係

令和6年（フ）第898号

神戸市兵庫区松本通7丁目1番39号

破産者 中居建設工業株式会社

- 1 決定年月日 令和7年10月29日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

神戸地方裁判所第3民事部

令和6年（フ）第155号

北海道河東郡音更町駒場平和台7番地17

破産者 有限会社高建

- 1 決定年月日 令和7年10月30日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和4年（フ）第4565号

東京都港区虎ノ門4丁目3番20号 神谷町MTビル14F

破産者 TMAJ株式会社

- 1 決定年月日 令和7年10月30日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

令和6年（フ）第7972号

東京都世田谷区南鳥山3丁目9-13 ハイックプリズムA102

破産者 奥村 花代（旧姓渡邊）

- 1 決定年月日 令和7年10月30日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第1064号

東京都立川市錦町1丁目13番12号立川サニーコート505号

破産者 酒井 通雄

- 1 決定年月日 令和7年10月30日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和5年（フ）第1027号

京都市右京区宇多野柴橋町7番地3

破産者 石田 洋章

- 1 決定年月日 令和7年10月30日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

京都地方裁判所第5民事部破産係

破産手続終結及び免責許可決定**令和7年（フ）第18号**

埼玉県川越市大字笠幡4962番地3

破産者 景利美代子

- 1 決定年月日 令和7年10月29日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

- 4 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和7年（フ）第292号

川崎市高津区梶ヶ谷4丁目13番地67

破産者 川田 正樹

- 1 決定年月日 令和7年10月29日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

- 4 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年（フ）第322号

川崎市川崎区桜本2丁目40番3-1号

破産者 山根沙理奈（旧姓壹岐）

- 1 決定年月日 令和7年10月29日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。

- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

- 4 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年（フ）第413号

川崎市川崎区四谷上町8番3号 グラウンドール 503、開始決定時の住所川崎市川崎区四谷下町19番12-404号

破産者 古賀 由高

- 1 決定年月日 令和7年10月29日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

- 4 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和5年（フ）第32号

長野県諏訪市大字四賀441番地5、旧住所長野県岡谷市本町1丁目5番25号

破産者 増澤 満

- 1 決定年月日 令和7年10月29日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

- 4 主文 破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

令和4年（フ）第224号

静岡県焼津市五ヶ堀之内579番地の2

破産者 萩原 良作

- 1 決定年月日 令和7年10月29日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

- 4 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第2部

令和6年（フ）第24号

京都市北区衣笠北高橋町7りきゅうー7105号室、住民票上の住所京都府南丹市園部町木崎町大川端16番地

破産者 水口 一重

- 1 決定年月日 令和7年10月29日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。

- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

- 4 主文 破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所園部支部破産係

令和6年（フ）第16号

岡山市中区江並78番地3 603

破産者 関 泰英

- 1 決定年月日 令和7年10月29日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

- 4 主文 破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第3民事部

令和7年（フ）第420号

神奈川県藤沢市高倉2308番地の1 プリオール湘南長後201

破産者 三上 和則

- 1 決定年月日 令和7年10月30日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

- 4 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第3民事部

令和6年（フ）第54号

富山県富山市呉羽町136番地13、前住所富山県射水市布目31番地

破産者 奈田 考弘

- 1 決定年月日 令和7年10月30日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

- 4 主文 破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

令和6年（フ）第44号

長野県東御市和5195番地

破産者 田中 英春

- 1 決定年月日 令和7年10月30日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

- 4 主文 破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

令和6年（フ）第440号

静岡県静岡市駿河区小鹿1226番地の2 サンライズビルズこう102、開始決定時の住所静岡県磐田市東原112番地23

破産者 豊穰農園こと 河合 豊

- 1 決定年月日 令和7年10月30日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

- 4 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日**令和5年（フ）第36号**

長野県岡谷市長地権現町4丁目7番15号 モンターニユ101号、破産開始決定時の住所長野県上伊那郡辰野町大字伊那富8668番地1

破産者 三宅 正士

- 1 破産債権の届出期間 令和7年12月1日まで
- 2 一般調査期日 令和8年2月4日午後1時30分
令和7年10月30日 長野地方裁判所伊那支部

令和7年（フ）第1506号

愛知県海部郡蟹江町本町6丁目30番地

破産者 株式会社 SAKURA COMPANY Y

- 1 破産債権の届出期間 令和7年12月1日まで
- 2 一般調査期日 令和8年1月14日午後2時30分
令和7年10月29日 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年（フ）第445号

栃木県塩谷郡高根沢町宝積寺2丁目9番地5 プリンストンハウスB棟102

破産者 松野 静也

- 1 破産債権の届出期間 令和7年12月9日まで
- 2 一般調査期日 令和8年1月16日午後2時
令和7年10月28日 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年（フ）第54号

茨城県行方市羽生98番地2 レイクサイド羽生202号室

破産者 酒井美千代（旧姓今井）

- 1 破産債権の届出期間 令和7年12月10日まで
- 2 一般調査期日 令和8年1月28日午後2時45分
令和7年10月29日 水戸地方裁判所麻生支部

令和7年(フ)第807号

滋賀県草津市東矢倉2丁目5番24-101号
破産者 塚本 秀夫

- 1 破産債権の届出期間 令和7年12月11日まで
- 2 一般調査期日 令和8年2月4日午前11時
令和7年10月29日

京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第496号

京都市伏見区向島二ノ丸町151番地81 介護
老人保健施設あじさいガーデン伏見、住民票
上の住所京都市伏見区醍醐上ノ山町21番地の
4 醍醐上ノ山団地C1-406

破産者 浅野 勝行

- 1 破産債権の届出期間 令和7年12月17日まで
- 2 一般調査期日 令和8年2月4日午後2時30分
令和7年10月29日

京都地方裁判所第5民事部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならぬ。

令和6年(フ)第51号

宮崎県宮崎市平和が丘西町25番地1 県営住宅1棟505号、開始決定時の住所宮崎県延岡市大貫町5丁目1649番地3

破産者 石黒加代子

異議申述期間 令和7年12月10日まで

令和7年10月29日 宮崎地方裁判所延岡支部

令和7年(フ)第321号

宮崎市江平町1丁目1番地1

破産者 有限会社オフィス遊

異議申述期間 令和7年12月11日まで

令和7年10月30日 宮崎地方裁判所破産係

令和7年(フ)第322号

宮崎市大島町南窪783番地3、住民票上の住所宮崎市吉村町引土甲612番地1

破産者 白阪 祐子

異議申述期間 令和7年12月11日まで

令和7年10月30日 宮崎地方裁判所破産係

令和7年(フ)第75号

宮崎県都城市志比田町5325番地8 ニュウ
ジーコート都城102号

破産者 中屋 孝之

異議申述期間 令和7年12月11日まで

令和7年10月30日 宮崎地方裁判所都城支部

令和7年(フ)第2889号

大阪市生野区生野東4丁目8番19号 エター
ナルステージ 205号、事業所所在地大阪市
生野区林寺2-3-1 ルミエール阪越2階

破産者 かなうみ歯科医院こと金珉浩こと 金
海 浩

異議申述期間 令和7年12月24日まで

令和7年10月29日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第3304号

大阪府豊中市夕日丘2丁目16番2-401号

破産者 松本 享汰

異議申述期間 令和7年12月24日まで

令和7年10月29日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第56号

宮崎県都城市南横市町3677番地27

破産者 水谷 圭彦

異議申述期間 令和8年1月7日まで

令和7年10月30日 宮崎地方裁判所都城支部

免責許可申立てに関する意見**申述期間****令和7年(フ)第9号**

栃木県宇都宮市御幸ヶ原町81-12、開始決定
時の住所栃木県矢板市木幡2564番地17

破産者 金田 英樹

免責意見申述期間 令和8年2月12日まで

令和7年10月29日

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

小規模個人再生による再生手**続開始****令和7年(再イ)第40号**

千葉県八街市沖1077番地9

再生債務者 伊藤 一博

- 1 決定年月日時 令和7年10月27日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年11月17日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年12月1日から令和7年12月15日まで

千葉地方裁判所佐倉支部

令和7年(再イ)第53号

千葉県佐倉市井野996番地45

再生債務者 岡本 充

- 1 決定年月日時 令和7年10月27日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年11月17日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年12月1日から令和7年12月15日まで

千葉地方裁判所佐倉支部

令和7年(再イ)第59号

千葉県印西市小林大門下3丁目3番地4

再生債務者 國枝 祐樹

- 1 決定年月日時 令和7年10月27日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年11月17日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年12月1日から令和7年12月15日まで

千葉地方裁判所佐倉支部

令和7年(再イ)第49号

愛知県稲沢市北市場本町1丁目5番地1 M
A I S O N B E A U 隅田601

再生債務者 大川 竜宜

- 1 決定年月日時 令和7年10月27日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年11月17日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年11月25日から令和7年12月1日まで

名古屋地方裁判所一宮支部

令和7年(再イ)第75号

栃木県日光市塩野室町1896番地27

再生債務者 林 正紀

- 1 決定年月日時 令和7年10月28日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年11月18日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年12月2日から令和7年12月10日まで

宇都宮地方裁判所第1民事部

令和7年(再イ)第93号

埼玉県入間市豊岡1丁目8番 2-905号

再生債務者 安良岡 久

- 1 決定年月日時 令和7年10月28日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年11月18日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年11月28日から令和7年12月8日まで

さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(再イ)第58号

千葉県白井市根1734番地の41

再生債務者 大澤 寛輝

- 1 決定年月日時 令和7年10月28日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年11月18日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年12月2日から令和7年12月16日まで

千葉地方裁判所佐倉支部

令和7年(再イ)第230号

札幌市北区新琴似3条3丁目8番11号

再生債務者 菊地 博幸

- 1 決定年月日時 令和7年10月29日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年11月19日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年12月3日から令和7年12月10日まで

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(再イ)第156号

埼玉県加須市南篠崎991番地5

再生債務者 伊藤 春広

- 1 決定年月日時 令和7年10月29日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年11月19日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年12月3日から令和7年12月10日まで

さいたま地方裁判所第3民事部

令和7年(再イ)第58号

埼玉県三郷市天神1丁目87番地4

再生債務者 鎌田 順三

- 1 決定年月日時 令和7年10月29日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年11月19日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年12月3日から令和7年12月15日まで

さいたま地方裁判所越谷支部再生係

令和7年(再イ)第55号

千葉県成田市玉造2丁目26番地17
再生債務者 三宅 透

- 1 決定年月日時 令和7年10月29日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年11月19日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年12月3日から令和7年12月17日まで

千葉地方裁判所佐倉支部

令和7年(再イ)第19号

長野県千曲市大字上徳間300番地
再生債務者 迫 大樹

- 1 決定年月日時 令和7年10月29日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年11月19日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年12月3日から令和7年12月10日まで

長野地方裁判所上田支部

令和7年(再イ)第43号

岐阜市六条片田2丁目13番1号 (ボンヌールII 102)
再生債務者 杉村 友紀

- 1 決定年月日時 令和7年10月29日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年11月19日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年12月3日から令和7年12月10日まで

岐阜地方裁判所

令和7年(再イ)第61号

愛知県一宮市八幡2丁目6番1号
再生債務者 鈴木 健司

- 1 決定年月日時 令和7年10月29日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年11月19日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年11月26日から令和7年12月3日まで

名古屋地方裁判所一宮支部

令和7年(再イ)第33号

兵庫県明石市大久保町大窪1515番地 シャトー山手301号
再生債務者 岸本 駿甫

- 1 決定年月日時 令和7年10月29日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年11月19日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年12月3日から令和7年12月10日まで

神戸地方裁判所明石支部再生係

令和7年(再イ)第42号

神戸市西区春日台9丁目1番地の29
再生債務者 神代 美穂

- 1 決定年月日時 令和7年10月29日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年11月19日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年12月3日から令和7年12月10日まで

神戸地方裁判所明石支部再生係

令和7年(再イ)第233号

札幌市西区西野11条9丁目2番23号
再生債務者 小坂谷正樹

- 1 決定年月日時 令和7年10月30日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年11月20日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年12月4日から令和7年12月11日まで

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(再イ)第43号

神奈川県小田原市鴨宮603-1 コンフォール鴨宮II 202号
再生債務者 廣井 太郎

- 1 決定年月日時 令和7年10月30日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年11月20日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年12月4日から令和7年12月11日まで

横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

令和7年(再イ)第40号

三重県員弁郡東員町大字中上174番地12
再生債務者 藤谷 剛

- 1 決定年月日時 令和7年10月30日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年11月20日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年11月27日から令和7年12月4日まで

津地方裁判所四日市支部

令和7年(再イ)第351号

東京都日野市万願寺1-5-10 マンションE・P103
再生債務者 八木陽一郎

- 1 決定年月日時 令和7年10月28日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年11月25日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年12月9日から令和8年1月5日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第455号

東京都中野区新井1-36-4-401
再生債務者 中野 功士

- 1 決定年月日時 令和7年10月28日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年11月25日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年12月9日から令和8年1月5日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第457号

東京都大田区東六郷1-13-17 サークルハウス蒲田壹番館201
再生債務者 中谷瑠優斗

- 1 決定年月日時 令和7年10月28日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年11月25日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年12月9日から令和8年1月5日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第492号

東京都昭島市田中町3-10-20-105
再生債務者 箱崎慎二郎

- 1 決定年月日時 令和7年10月28日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年11月25日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年12月9日から令和8年1月5日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第493号

東京都府中市若松町4-24-15-206
再生債務者 吉田 紫織

- 1 決定年月日時 令和7年10月28日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年11月25日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年12月9日から令和8年1月5日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第90号

岡山市南区泉田352番地14
再生債務者 大森 和夫

- 1 決定年月日時 令和7年10月29日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年11月25日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年12月3日から令和7年12月15日まで

岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(再イ)第17号

山形県東田川郡庄内町清川字花崎29番地4
再生債務者 佐藤 利美

- 1 決定年月日時 令和7年10月29日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年11月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年12月10日から令和7年12月24日まで

山形地方裁判所酒田支部

令和7年(再イ)第37号

群馬県邑楽郡邑楽町大字中野127番地1
再生債務者 坂本 弘行

- 1 決定年月日時 令和7年10月29日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年11月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年12月10日から令和8年1月1日まで

前橋地方裁判所太田支部

令和7年(再イ)第422号

東京都葛飾区新宿5-23-6
再生債務者 坪井 聡輔

- 1 決定年月日時 令和7年10月29日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年11月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年12月10日から令和8年1月5日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第465号

東京都大田区田園調布本町57-6-101
再生債務者 宮坂 洋

- 1 決定年月日時 令和7年10月29日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年11月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年12月10日から令和8年1月5日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第483号

東京都新宿区西落合4-14-8 ブルーム
ガーデンⅢ 201
再生債務者 平田 大士

- 1 決定年月日時 令和7年10月29日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年11月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年12月10日から令和8年1月5日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第64号

川崎市多摩区菅北浦3丁目13番12号 コーポ
グリーンイーグル 203
再生債務者 山田 晃成

- 1 決定年月日時 令和7年10月29日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年11月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年12月10日から令和7年12月24日まで

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(再イ)第66号

川崎市幸区小向町15番33号 アムール御幸Ⅱ
203
再生債務者 矢川 星苑

- 1 決定年月日時 令和7年10月29日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年11月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年12月10日から令和7年12月24日まで

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(再イ)第69号

新潟市西区西小針台1丁目12番21号
再生債務者 青池 麻里

- 1 決定年月日時 令和7年10月29日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年11月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年12月10日から令和8年1月5日まで

新潟地方裁判所民事部

令和7年(再イ)第76号

新潟市東区松和町11番8号
再生債務者 樋口 卓

- 1 決定年月日時 令和7年10月29日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年11月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年12月10日から令和8年1月5日まで

新潟地方裁判所民事部

令和7年(再イ)第37号

長野県北安曇郡池田町大字会染314番地1
再生債務者 大村 保江

- 1 決定年月日時 令和7年10月29日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年11月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年12月10日から令和7年12月17日まで

長野地方裁判所松本支部

令和7年(再イ)第33号

静岡県富士宮市村山1495番地の6
再生債務者 中野 典洋

- 1 決定年月日時 令和7年10月29日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年11月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年12月3日から令和7年12月15日まで

静岡地方裁判所富士支部破産係

令和7年(再イ)第94号

京都市伏見区横大路松林33番地9
再生債務者 佐々木由枝

- 1 決定年月日時 令和7年10月29日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年11月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年12月3日から令和7年12月15日まで

京都地方裁判所第5民事部再生係

令和7年(再イ)第102号

京都市下京区七条御所ノ内北町76番地8
再生債務者 吉田 賢次

- 1 決定年月日時 令和7年10月29日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年11月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年12月3日から令和7年12月15日まで

京都地方裁判所第5民事部再生係

令和7年(再イ)第115号

京都市西京区大枝北香掛町5丁目25番地8、
前住所京都府長岡京市長岡1丁目9番12号
サファイア長岡天神 102
再生債務者 小寺 和樹

- 1 決定年月日時 令和7年10月29日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年11月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年12月3日から令和7年12月15日まで

京都地方裁判所第5民事部再生係

令和7年(再イ)第366号

大阪市東淀川区下新庄5丁目2番36号 カー
サヴェルデ 102号
再生債務者 足立愛由美

- 1 決定年月日時 令和7年10月29日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年11月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年12月3日から令和7年12月17日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(再イ)第422号

大阪府三島郡島本町広瀬2丁目13番1号
再生債務者 小野 史雄

- 1 決定年月日時 令和7年10月29日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年11月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年12月3日から令和7年12月17日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(再イ)第37号

和歌山県岩出市新田広芝32番地の2
再生債務者 木下 寛行

- 1 決定年月日時 令和7年10月29日午後1時30分
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年11月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年12月3日から令和7年12月17日まで

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(再イ)第108号

広島市安佐南区伴東2丁目13番13-104号
A
再生債務者 菊本 雅大

- 1 決定年月日時 令和7年10月29日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年11月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年12月3日から令和7年12月17日まで

広島地方裁判所民事第4部

令和7年(再イ)第9号

岩手県宮古市津軽石第13地割491番地15
再生債務者 中嶋 遼河

- 1 決定年月日時 令和7年10月30日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年11月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年12月11日から令和7年12月25日まで

盛岡地方裁判所宮古支部

令和7年(再イ)第70号

新潟市北区川西3丁目11番23号
再生債務者 松田 渉

- 1 決定年月日時 令和7年10月30日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年11月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年12月11日から令和8年1月5日まで

新潟地方裁判所民事部

令和7年(再イ)第111号

新潟県燕市花園町23番24号
再生債務者 松本 彩希(旧姓酒井)

- 1 決定年月日時 令和7年10月30日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年11月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年12月11日から令和7年12月26日まで

新潟地方裁判所三条支部

令和7年（再イ）第44号

静岡県湖西市新居町中之郷374番地の1
再生債務者 鈴木 保夫

- 1 決定年月日時 令和7年10月30日午前10時
 - 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
 - 3 再生債権の届出期間 令和7年11月27日まで
 - 4 一般異議申述期間 令和7年12月8日から令和7年12月15日まで
- 静岡地方裁判所浜松支部再生係

令和7年（再イ）第19号

高知市東秦泉寺515番地150 桜ヶ丘スカイタウン307
再生債務者 会田かおりこと 会田かおり

- 1 決定年月日時 令和7年10月30日午前10時
 - 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
 - 3 再生債権の届出期間 令和7年11月27日まで
 - 4 一般異議申述期間 令和7年12月4日から令和7年12月18日まで
- 高知地方裁判所民事部個人再生係

令和7年（再イ）第11号

佐賀県唐津市町田5丁目8番8号
再生債務者 前川 昭二

- 1 決定年月日時 令和7年10月30日午前11時
 - 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
 - 3 再生債権の届出期間 令和7年11月27日まで
 - 4 一般異議申述期間 令和7年12月11日から令和7年12月18日まで
- 佐賀地方裁判所唐津支部

令和7年（再イ）第12号

大分県中津市大字福島2522番地37
再生債務者 佐藤 友紀

- 1 決定年月日時 令和7年10月30日午前10時
 - 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
 - 3 再生債権の届出期間 令和7年11月27日まで
 - 4 一般異議申述期間 令和7年12月11日から令和8年1月5日まで
- 大分地方裁判所中津支部個人再生係

令和7年（再イ）第14号

大分県宇佐市大字住江311番地
再生債務者 竹下 繁

- 1 決定年月日時 令和7年10月30日午前10時
 - 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
 - 3 再生債権の届出期間 令和7年11月27日まで
 - 4 一般異議申述期間 令和7年12月11日から令和8年1月5日まで
- 大分地方裁判所中津支部個人再生係

小規模個人再生による書面決議に付する決定**令和7年（再イ）第49号**

大阪府岸和田市南上町1丁目19番15号 レジデンス寿楽日光304号
再生債務者 伊達 綾

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月18日付け再生計画案
 - 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月21日まで
- 令和7年10月24日
- 大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

令和7年（再イ）第2号

北海道名寄市字内淵84番地
再生債務者 森 朋之

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月16日付け再生計画案
 - 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月25日まで
- 令和7年10月28日 旭川地方裁判所名寄支部

令和7年（再イ）第139号

大阪府枚方市甲斐田東町20番13号
再生債務者 高橋 和哉

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月22日付け再生計画案
 - 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月25日まで
- 令和7年10月28日
- 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（再イ）第295号

大阪市淀川区東三国6丁目1番39—707号
再生債務者 木南 美春

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月28日付け再生計画案
 - 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月25日まで
- 令和7年10月28日
- 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（再イ）第339号

大阪府大東市諸福5丁目4番38号 アムールgrandir201号
再生債務者 友國 辰哉

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月27日付け再生計画案
 - 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月25日まで
- 令和7年10月28日
- 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（再イ）第21号

奈良市五条西1丁目34番9号
再生債務者 谷口 健一

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月21日付け再生計画案
 - 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月25日まで
- 令和7年10月27日 奈良地方裁判所

令和7年（再イ）第27号

和歌山市田尻500番地1
再生債務者 中根健太郎

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月25日付け再生計画案
 - 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月25日まで
- 令和7年10月27日
- 和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和7年（再イ）第10号

沖縄県沖縄市山内2丁目19番5号
再生債務者 翁長 克哉

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月17日付け再生計画案
 - 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月25日まで
- 令和7年10月28日
- 那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和7年（再イ）第4号

沖縄県名護市大南2丁目1番32—301号 ヌゾンm
再生債務者 上地 竜太

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月16日付け再生計画案
 - 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月25日まで
- 令和7年10月28日 那覇地方裁判所名護支部

令和7年（再イ）第40号

札幌市東区北33条東17丁目1番4—206号
再生債務者 佐東 裕二

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月20日付け再生計画案
 - 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月26日まで
- 令和7年10月29日
- 札幌地方裁判所民事第4部

令和7年（再イ）第122号

札幌市手稲区富丘5条4丁目8番11号
再生債務者 中村安季子

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月17日付け再生計画案
 - 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月26日まで
- 令和7年10月29日
- 札幌地方裁判所民事第4部

令和7年（再イ）第148号

札幌市中央区南23条西8丁目1番30—501号
再生債務者 野呂 泰幸

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月17日付け再生計画案
 - 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月26日まで
- 令和7年10月29日
- 札幌地方裁判所民事第4部

令和7年（再イ）第152号

札幌市北区屯田6条7丁目4番25—206号
再生債務者 住友 弥生

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月21日付け再生計画案
 - 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月26日まで
- 令和7年10月29日
- 札幌地方裁判所民事第4部

令和7年（再イ）第160号

札幌市東区北28条東20丁目3番18—201号
再生債務者 佐藤 優也

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月16日付け再生計画案
 - 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月26日まで
- 令和7年10月29日
- 札幌地方裁判所民事第4部

令和7年（再イ）第8号

三重県伊賀市ゆめが丘3丁目20番地の6
再生債務者 三浦 慎也

- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年10月20日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和7年11月26日まで
令和7年10月29日 津地方裁判所伊賀支部

令和7年（再イ）第12号

三重県伊賀市桐ヶ丘5丁目126番地
再生債務者 川口 力

- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年10月23日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和7年11月26日まで
令和7年10月29日 津地方裁判所伊賀支部

令和7年（再イ）第5号

和歌山県西牟婁郡白浜町1065番地の4
再生債務者 イワキ商店こと 岩城 文弘

- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年10月25日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和7年11月26日まで
令和7年10月29日 和歌山地方裁判所田辺支部

令和7年（再イ）第81号

京都市伏見区羽束師菱川町287番地1
シャームゾンURARA203号室

- 再生債務者 石黒 肇
- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年10月14日付け再生計画面案
 - 2 再生計画面案に対する回答期間 令和7年12月1日まで
令和7年10月29日 京都地方裁判所第5民事部再生係

令和7年（再イ）第269号

千葉県船橋市夏見台1-8-18-207
再生債務者 沼田 光正

- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年10月3日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和7年11月14日まで
令和7年10月28日 東京地方裁判所民事第20部

令和7年（再イ）第283号

東京都板橋区大和町13-8-301
再生債務者 荒木 由美

- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年10月17日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和7年11月14日まで
令和7年10月28日 東京地方裁判所民事第20部

令和7年（再イ）第252号

東京都品川区西五反田6-25-2-1003
再生債務者 向田 晃章

- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年10月8日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和7年11月17日まで
令和7年10月29日 東京地方裁判所民事第20部

令和7年（再イ）第279号

東京都中央区勝どき4-8-5-213
再生債務者 栗城 徳誠

- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年10月20日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和7年11月17日まで
令和7年10月29日 東京地方裁判所民事第20部

令和7年（再イ）第285号

東京都練馬区豊玉北3-10-5-203
再生債務者 丸山 和博

- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年10月7日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和7年11月17日まで
令和7年10月29日 東京地方裁判所民事第20部

令和7年（再イ）第311号

千葉県柏市明原3-1-17-201
再生債務者 岩田 寿治

- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年10月27日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和7年11月17日まで
令和7年10月29日 東京地方裁判所民事第20部

令和7年（再イ）第133号

埼玉県加須市下樋遣川1279番地7
再生債務者 赤坂 克則

- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年10月17日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和7年11月18日まで
令和7年10月28日 さいたま地方裁判所第3民事部

令和7年（再イ）第26号

静岡県浜松市中央区西ヶ崎町1440番地の3
再生債務者 野中 智之

- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年9月10日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和7年11月19日まで
令和7年10月29日 静岡地方裁判所浜松支部再生係

令和7年（再イ）第87号

愛知県清須市西枇杷島町城並2丁目9番地3
宝マンション小田井407号

- 再生債務者 田中 浩文
- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年10月7日付け再生計画面案
 - 2 再生計画面案に対する回答期間 令和7年11月19日まで
令和7年10月29日 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年（再イ）第111号

名古屋市西区児玉3丁目15番14号
再生債務者 磯部 秀男

- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年10月1日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和7年11月19日まで
令和7年10月29日 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年（再イ）第112号

名古屋市千種区東千種台14番9号 東千種台
ハイツ2-C号

- 再生債務者 笹野 真
- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年9月30日付け再生計画面案
 - 2 再生計画面案に対する回答期間 令和7年11月19日まで
令和7年10月29日 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年（再イ）第119号

名古屋市南区本城町2丁目20番地の1 本城
パーク・ホームズ305号

- 再生債務者 柴田 達也
- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年8月22日付け再生計画面案
 - 2 再生計画面案に対する回答期間 令和7年11月19日まで
令和7年10月29日 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年（再イ）第19号

愛知県豊川市伊奈町舞々辻44番地173
再生債務者 市原 広基

- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年10月7日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和7年11月19日まで
令和7年10月29日 名古屋地方裁判所豊橋支部

令和7年（再イ）第58号

東京都青梅市新町8丁目14番地の7
再生債務者 清水 努

- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年9月22日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和7年11月20日まで
令和7年10月30日 東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年（再イ）第12号

富山県高岡市横田町2丁目5番15号
再生債務者 岡本孝之輔

- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年9月26日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和7年11月20日まで
令和7年10月30日 富山地方裁判所高岡支部

令和7年（再イ）第66号

静岡市葵区足久保口組672番地の68
再生債務者 山本挙太郎

- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年10月23日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和7年11月20日まで
令和7年10月30日 静岡地方裁判所民事第2部

令和7年（再イ）第30号

埼玉県行田市大字前谷799番地16
再生債務者 高橋 俊介

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月22日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月21日まで
令和7年10月30日

さいたま地方裁判所熊谷支部

令和7年（再イ）第1号

北海道稚内市緑6丁目26番3号 アネックス201（住民票上の住所）北海道旭川市東光17条7丁目1番21号
再生債務者 志賀 一也

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月11日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月25日まで
令和7年10月28日 旭川地方裁判所稚内支部

令和7年（再イ）第12号

石川県野々市市三納3丁目37番地 ビレッジハウス野々市1-304号
再生債務者 藤本 吉則

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月10日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月25日まで
令和7年10月30日 金沢地方裁判所民事部

令和6年（再イ）第43号

愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字北東川136番地1
再生債務者 加藤 武志

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月15日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月25日まで
令和7年10月28日

名古屋地方裁判所一宮支部

令和7年（再イ）第11号

沖縄県沖縄市山内2丁目19番5号
再生債務者 翁長さおり

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月17日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月25日まで
令和7年10月28日

那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和7年（再イ）第248号

大阪市鶴見区鶴見5丁目1番17-307号
再生債務者 小泉 宏彰

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月15日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月26日まで
令和7年10月29日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（再イ）第313号

大阪府四條畷市田原台9丁目20番34号 102
再生債務者 山口 正人

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月28日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月26日まで
令和7年10月29日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（再イ）第361号

大阪府高槻市城南町4丁目8番20号
再生債務者 植田 晋平

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月28日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月26日まで
令和7年10月29日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（再イ）第26号

堺市西区鳳北町6丁330番地6
再生債務者 鼻毛 良太

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月6日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月26日まで
令和7年10月29日

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

令和7年（再イ）第9号

兵庫県加西市北条町北条53番地 ラフェスタ加西803号
再生債務者 佐々木和隆

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月29日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月26日まで
令和7年10月29日 神戸地方裁判所社支部

令和7年（再イ）第95号

札幌市厚別区厚別南5丁目1番32号
再生債務者 藤本由布子

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月3日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月27日まで
令和7年10月30日

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年（再イ）第135号

札幌市中央区南22条西9丁目2番25-102号
再生債務者 千引 修一

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月23日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月27日まで
令和7年10月30日

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年（再イ）第10号

北海道余市郡余市町黒川町16丁目37番地4
再生債務者 坂東 祥太

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月22日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月27日まで
令和7年10月30日 札幌地方裁判所小樽支部

令和7年（再イ）第10号

兵庫県加西市北条町横尾1117番地 ミーツハウス202
再生債務者 長田 昌也

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月30日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月27日まで
令和7年10月30日 神戸地方裁判所社支部

令和7年（再イ）第18号

群馬県太田市由良町293番地4
再生債務者 河内 和之

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月6日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月1日まで
令和7年10月30日 前橋地方裁判所太田支部

令和7年（再イ）第75号

京都市伏見区向島西堤町59番地1
再生債務者 田口 耕治

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月15日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月1日まで
令和7年10月30日

京都地方裁判所第5民事部再生係

令和7年（再イ）第27号

鹿児島市和田3丁目1番32号
再生債務者 小森園敬二

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月22日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年11月14日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月14日まで
令和7年10月24日

鹿児島地方裁判所民事第3部再生係

令和7年（再イ）第29号

鹿児島市鴨池1丁目60番5号 ウィンザーガーデン鴨池302号
再生債務者 園田 義和

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月10日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年11月17日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月17日まで
令和7年10月27日

鹿児島地方裁判所民事第3部再生係

令和7年（再イ）第18号

兵庫県宝塚市千種4丁目6番24号
再生債務者 赤坂 啓三

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月10日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年11月18日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月18日まで
令和7年10月28日

神戸地方裁判所伊丹支部個人再生係

令和7年（再イ）第51号

新潟市中央区有明台2番18号
再生債務者 久住 信夫

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月16日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年11月19日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月19日まで
令和7年10月29日

新潟地方裁判所民事部

令和7年(再イ)第11号

新潟県阿賀野市百津町8番6号

再生債務者 清田 未知

1 決議に付する再生計画面案 令和7年10月23日
付け再生計画面案2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年11
月19日3 再生計画面案に対する回答期間 令和7年11月
19日まで

令和7年10月29日

新潟地方裁判所新発田支部

令和7年(再イ)第10号

宮崎県都城市下長飯町827番地1

再生債務者 南園 泰広

1 決議に付する再生計画面案 令和7年10月7日
付け再生計画面案2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年11
月19日3 再生計画面案に対する回答期間 令和7年11月
19日まで

令和7年10月29日 宮崎地方裁判所都城支部

令和7年(再イ)第14号

山口県宇部市開5丁目15番7-203号

再生債務者 梶原 賢二

1 決議に付する再生計画面案 令和7年10月22日
付け再生計画面案2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年11
月25日3 再生計画面案に対する回答期間 令和7年11月
25日まで

令和7年10月27日 山口地方裁判所宇部支部

令和7年(再イ)第41号

愛媛県松山市空港通3丁目1番8号

再生債務者 上甲 真志

1 決議に付する再生計画面案 令和7年10月24日
付け再生計画面案2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年11
月25日3 再生計画面案に対する回答期間 令和7年11月
25日まで

令和7年10月28日 松山地方裁判所民事部

令和7年(再イ)第10号

青森県平川市八幡崎本林67番地4

再生債務者 對馬 憂也

1 決議に付する再生計画面案 令和7年10月21日
付け再生計画面案2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年11
月26日3 再生計画面案に対する回答期間 令和7年11月
26日まで

令和7年10月29日 青森地方裁判所弘前支部

令和7年(再イ)第11号

青森県平川市八幡崎本林67番地4

再生債務者 對馬 鞠名

1 決議に付する再生計画面案 令和7年10月21日
付け再生計画面案2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年11
月26日3 再生計画面案に対する回答期間 令和7年11月
26日まで

令和7年10月29日 青森地方裁判所弘前支部

令和7年(再イ)第52号広島県東広島市八本松町米満12番地1アメニ
ティリヴB201号

再生債務者 濱田 健太

1 決議に付する再生計画面案 令和7年9月22日
付け再生計画面案2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年11
月26日3 再生計画面案に対する回答期間 令和7年11月
26日まで

令和7年10月29日

広島地方裁判所民事第4部

令和7年(再イ)第87号

広島市南区仁保2丁目13番9号

再生債務者 山田 佳苗

1 決議に付する再生計画面案 令和7年10月23日
付け再生計画面案2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年11
月26日3 再生計画面案に対する回答期間 令和7年11月
26日まで

令和7年10月29日

広島地方裁判所民事第4部

令和7年(再イ)第6号

山口市大内小京都14番21号

再生債務者 平原大悟こと 尹 大悟

1 決議に付する再生計画面案 令和7年10月15日
付け再生計画面案2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年11
月26日3 再生計画面案に対する回答期間 令和7年11月
26日まで

令和7年10月29日 山口地方裁判所民事部個人再生係

令和7年(再イ)第20号

宮崎県児湯郡新富町大字新田8835番地86

再生債務者 中山美智子

1 決議に付する再生計画面案 令和7年10月17日
付け再生計画面案2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年11
月26日3 再生計画面案に対する回答期間 令和7年11月
26日まで

令和7年10月29日 宮崎地方裁判所民事部個人再生係

令和7年(再イ)第102号神戸市北区道場町日下部114番地の1 サン
カルティエ105(従前の住所)兵庫県川西市
笹部1丁目10番12号

再生債務者 志方あやめ(旧姓宮澤)

1 決議に付する再生計画面案 令和7年10月14日
付け再生計画面案2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年11
月19日3 再生計画面案に対する回答期間 令和7年11月
19日まで

令和7年10月29日 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係

令和7年(再イ)第76号岡山市北区平田164番地108 シャトレ平田
402

再生債務者 武田 啓希

1 決議に付する再生計画面案 令和7年10月22日
付け再生計画面案2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年11
月19日3 再生計画面案に対する回答期間 令和7年11月
19日まで

令和7年10月29日 岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(再イ)第29号

新潟県十日町市千代田町215番地1

再生債務者 根津 滉平

1 決議に付する再生計画面案 令和7年10月17日
付け再生計画面案2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年11
月26日3 再生計画面案に対する回答期間 令和7年11月
20日まで

令和7年10月30日 新潟地方裁判所長岡支部再生係

令和7年(再イ)第30号

三重県四日市市午起2丁目2番5号

再生債務者 太田 裕美

1 決議に付する再生計画面案 令和7年10月28日
付け再生計画面案2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年11
月20日3 再生計画面案に対する回答期間 令和7年11月
20日まで

令和7年10月30日 津地方裁判所四日市支部

令和7年(再イ)第57号

兵庫県西宮市東鳴尾町1丁目10番26号

再生債務者 塚原 久史

1 決議に付する再生計画面案 令和7年10月28日
付け再生計画面案2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年11
月20日3 再生計画面案に対する回答期間 令和7年11月
20日まで

令和7年10月30日 神戸地方裁判所尼崎支部

令和7年(再イ)第8号

福岡県田川市大字猪国1432番地1

再生債務者 大場 常美

1 決議に付する再生計画面案 令和7年10月7日
付け再生計画面案2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年11
月26日3 再生計画面案に対する回答期間 令和7年11月
26日まで

令和7年10月29日 福岡地方裁判所田川支部

令和7年(再イ)第2号

宮崎県延岡市夏田町229番地5

再生債務者 池田 聖

1 決議に付する再生計画面案 令和7年10月15日
付け再生計画面案2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年11
月26日3 再生計画面案に対する回答期間 令和7年11月
26日まで

令和7年10月29日 宮崎地方裁判所延岡支部

令和7年(再イ)第3号

宮崎県延岡市夏田町229番地5
再生債務者 池田砂也香

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月15日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年11月26日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月26日まで
令和7年10月29日 宮崎地方裁判所延岡支部

令和7年(再イ)第19号

香川県高松市花ノ宮町1丁目8番17号
再生債務者 富田 凱之

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月7日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年11月27日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月27日まで
令和7年10月30日

高松地方裁判所民事部破産・再生係

小規模個人再生による再生計画認可

令和7年(再イ)第11号

福岡県久留米市梅満町1547番地7
再生債務者 川上 義幸

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年9月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年10月27日

福岡地方裁判所久留米支部個人再生係

令和7年(再イ)第21号

福岡県三井郡大刀洗町大字山隈2369番地6
再生債務者 高山 貴紀

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年9月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年10月27日

福岡地方裁判所久留米支部個人再生係

令和7年(再イ)第8号

長崎県佐世保市戸尾町15番28号 2F
再生債務者 野上 康弘

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年10月8日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年10月27日

長崎地方裁判所佐世保支部

令和7年(再イ)第110号

横浜市磯子区上中里町264番地3 サンパティーク 101号
再生債務者 大野 謙一

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年10月9日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年10月28日

横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和7年(再イ)第68号

埼玉県川口市大字辻526番地の28
再生債務者 吉田 優希

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年10月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年10月28日

さいたま地方裁判所第3民事部

令和7年(再イ)第105号

横浜市神奈川区白幡上町23番13号 ヴェラハイツ白楽103号
再生債務者 小林 司

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年10月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年10月29日

横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和7年(再イ)第13号

鹿児島市春山町2190番地4
再生債務者 田所 源基

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年10月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年10月27日

鹿児島地方裁判所民事第3部再生係

令和7年(再イ)第15号

茨城県古河市関戸1759番地79
再生債務者 酒井 耕平

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年10月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年10月29日 水戸地方裁判所下妻支部

令和6年(再イ)第89号

埼玉県越谷市大字大里40番地1 パークハイツ越谷D-634号
再生債務者 佐久間幸彦

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年10月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年10月27日

さいたま地方裁判所越谷支部再生係

令和7年(再イ)第8号

鹿児島市吉野4丁目16番3号
再生債務者 鮫嶋 俊樹

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年10月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年10月24日

鹿児島地方裁判所民事第3部再生係

令和7年(再イ)第5号

静岡県浜松市中央区中沢町58番32号
再生債務者 小野 則之

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年10月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年10月27日

静岡地方裁判所浜松支部再生係

令和7年(再イ)第82号

埼玉県加須市不動岡3丁目18番地9
再生債務者 石塚 倫信

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年10月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年10月28日

さいたま地方裁判所第3民事部

令和7年(再イ)第85号

埼玉県鴻巣市箕田942番地8
再生債務者 北田 憲司

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年10月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年10月28日

さいたま地方裁判所第3民事部

令和7年(再イ)第99号

さいたま市南区鹿手袋6丁目22番37号 ドエル・プリムロウズI205
再生債務者 久保田凌丞

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年10月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年10月28日

さいたま地方裁判所第3民事部

令和7年(再イ)第103号

さいたま市緑区大字大門1370番地2 レインボーグローヴII303(旧住所 東京都江東区亀戸6丁目57番23-1003号)
再生債務者 中田 涼介

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年10月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年10月28日

さいたま地方裁判所第3民事部

令和7年(再イ)第59号

東京都東久留米市南沢5丁目19番8-418号
再生債務者 中山 久刻

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年10月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年10月29日

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(再イ)第21号

川崎市中原区市ノ坪365番地2 MAXIV
武蔵小杉 511

再生債務者 池田大一勢

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年10月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年10月28日

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(再イ)第36号

川崎市川崎区殿町2丁目8番11-203号 レ
オパレスシリウス

再生債務者 小倉 有貴

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年10月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年10月28日

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(再イ)第24号

岡山県倉敷市八王寺町238番地1

再生債務者 吉田 哲也

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年10月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年10月28日 岡山地方裁判所倉敷支部

令和7年(再イ)第29号

東京都青梅市根ヶ布2丁目1370番地の191

再生債務者 田中里恵子

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年10月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年10月29日

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(再イ)第8号

福岡県大牟田市小浜町80番地1 大牟田市営
小浜南住宅 5棟11号

再生債務者 小段 優輔

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年10月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年10月28日

福岡地方裁判所大牟田支部

令和7年(再イ)第9号

佐賀県東松浦郡玄海町大字湯野尾444番地

再生債務者 中山 昇

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年10月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年10月29日 佐賀地方裁判所唐津支部

令和7年(再イ)第76号

さいたま市見沼区東大宮7丁目45番地3

シャトル登戸303号室

再生債務者 畑田 智弘

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年10月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年10月28日

さいたま地方裁判所第3民事部

令和7年(再イ)第35号

相模原市中央区上溝3丁目10番10号 ポラリス303

再生債務者 石渡 純也

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年10月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年10月29日

横浜地方裁判所相模原支部

令和7年(再イ)第55号

堺市堺区西湊町5丁4番34号

再生債務者 槌林 友和

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年10月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年10月28日

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

令和7年(再イ)第58号

堺市東区白鷺町1丁25番1-501号

再生債務者 池村 博幸

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年10月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年10月28日

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

令和7年(再イ)第46号

大阪府岸和田市加守町4丁目32番5-405号

再生債務者 伊原 哲也

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年10月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年10月24日

大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

令和7年(再イ)第28号

埼玉県熊谷市妻沼1782番地4

再生債務者 植野 祐二

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年10月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年10月28日

さいたま地方裁判所熊谷支部

令和7年(再イ)第23号

福井県坂井市丸岡町猪爪4丁目107番地

再生債務者 齋藤 依子

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年10月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年10月29日 福井地方裁判所

令和7年(再イ)第12号

長野県塩尻市大字広丘野村2503番地 M A S
T T O W N B r o w n i e B 2 0 2

再生債務者 井上 次郎

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年10月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年10月28日 長野地方裁判所松本支部

令和7年(再イ)第150号

大阪府東大阪市荒本北2丁目2番36-203号

再生債務者 内村 圭佑

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年10月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年10月28日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(再イ)第280号

大阪府中央区玉造1丁目13番10-507号

再生債務者 鈴木 寛基

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年10月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年10月28日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(再イ)第47号

大阪府岸和田市中井町1丁目18番34号

再生債務者 福田 泰孝

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年10月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年10月27日

大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

令和7年(再イ)第53号

大阪府泉大津市我孫子1丁目8番4号

再生債務者 高寺 真弘

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年10月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年10月27日

大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

令和7年（再イ）第12号

兵庫県川西市丸山台2丁目2番地の113
再生債務者 稲荷 正彦

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年10月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年10月28日
神戸地方裁判所伊丹支部個人再生係

令和7年（再イ）第13号

北海道登別市新生町4丁目5番地2
再生債務者 小野寺兒子

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年10月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年10月29日
札幌地方裁判所室蘭支部再生係

令和7年（再イ）第3号

岩手県下閉伊郡普代村第29地割字芦渡29番地
再生債務者 落合 正幸

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年10月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年10月28日 盛岡地方裁判所二戸支部

令和7年（再イ）第9号

石川県小松市下粟津町ノ74番地11
再生債務者 高瀬 静治

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年10月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年10月28日 金沢地方裁判所小松支部

令和7年（再イ）第131号

愛知県あま市甚目寺飛殿48番地1 ニュー
コーポ甚目寺402号

再生債務者 伊藤 法子

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年10月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年10月28日
名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年（再イ）第603号

大阪市東成区中道2丁目9番14—408号
再生債務者 森田 幸生

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年10月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年10月28日
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（再イ）第73号

広島市安芸区瀬野西3丁目27番13号
再生債務者 平岡優一郎

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年10月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年10月29日
広島地方裁判所民事第4部

令和7年（再イ）第8号

佐賀県唐津市西大島町6番5—2号
再生債務者 折居 秀和

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年10月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年10月29日 佐賀地方裁判所唐津支部

令和7年（再イ）第1号

山形県鶴岡市本郷字上ノ平44番地
再生債務者 渡野邊孔正

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年10月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年10月29日 山形地方裁判所鶴岡支部

令和7年（再イ）第15号

栃木県那須塩原市東三島6丁目397番地25
再生債務者 代行Nightこと 齋藤 孝一

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年10月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年10月29日
宇都宮地方裁判所大田原支部

令和7年（再イ）第29号

神奈川県座間市栗原中央1丁目3番26—2号
再生債務者 吉川 亮也

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年10月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年10月29日
横浜地方裁判所相模原支部

令和7年（再イ）第12号

岐阜県土岐市肥田町肥田899番地の2
再生債務者 アバダニア ラケル ドクター

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年10月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年10月29日
岐阜地方裁判所多治見支部

小規模個人再生による再生手続廃止**令和7年（再イ）第20号**

静岡県浜松市中央区佐鳴台1丁目27番9号
カーサイルマーレ201号

再生債務者 糸原理恵子

- 1 主文 本件再生手続を廃止する。
- 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法237条1項に定める事由がある。

令和7年10月30日
静岡地方裁判所浜松支部再生係

給与所得者等再生による再生手続開始**令和7年（再口）第3号**

千葉県佐倉市中志津3丁目31番5号
再生債務者 野田 修一

- 1 決定年月日時 令和7年10月28日午後4時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年11月18日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年12月2日から令和7年12月16日まで

千葉地方裁判所佐倉支部

令和7年（再口）第6号

千葉市緑区あすみが丘7丁目20番地2
ラメール8号棟102号

再生債務者 池田 美鈴

- 1 決定年月日時 令和7年10月29日午後5時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年11月19日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年12月3日から令和7年12月17日まで

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取**令和7年（再口）第4号**

静岡県沼津市今沢400番地の16（前住所）
静岡県沼津市江原町9番12号

再生債務者 山田 玲次

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年10月22日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 令和7年11月20日まで

令和7年10月30日
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和7年（再口）第2号

静岡県浜松市中央区合町315番地の1470
再生債務者 石川 和子

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年8月30日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 令和7年11月20日まで

令和7年10月30日
静岡地方裁判所浜松支部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

令和 7 年 (再口) 第 3 号
東京都八王子市鶴原町144番地5
再生債務者 木下 茂雄
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和 7 年 10 月 15 日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和 7 年 10 月 30 日
東京地方裁判所立川支部民事第 4 部

令和 7 年 (再口) 第 3 号
大阪府高槻市清福寺町11番 4 号
再生債務者 岩崎 敏治
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和 7 年 10 月 24 日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和 7 年 10 月 29 日
大阪地方裁判所第 6 民事部

令和 7 年 (再口) 第 1 2 号
埼玉県狭山市入間川1丁目12番17号 コソフオート狭山103
再生債務者 村沢倫子こと 村澤 倫子
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和 7 年 10 月 28 日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和 7 年 10 月 30 日
さいたま地方裁判所川越支部

会社その他の公告

合併公告
左記漁業協同組合の甲、乙は対等の立場で合併して、甲は乙の権利義務一切を承継して存続し乙は解散することになりましたので公告いたします。
合併の効力発生日はいずれも令和八年一月五日であり、令和七年十月二十五日開催の甲及び乙の総会において承認決議を行いました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、財産目録及び貸借対照表は、それぞれの主たる事務所に備えてあります。

令和七年十一月十日
秋田県湯沢市秋ノ宮字桑沢一八番地三
(甲) 役内・雄物川漁業協同組合
代表理事組合長 菊地 勇
秋田県横手市雄物川町薄井字小出二七五番地一
(乙) 県南漁業協同組合
代表理事組合長 佐藤 政彦

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済
(乙) 掲載 官報
掲載の日付 令和七年六月二十六日
掲載頁 一三五頁 (号外第一四四号)
令和七年十一月十日
東京都渋谷区神宮前六丁目一〇番一〇号原宿ソフィアビル四階
(甲) 株式会社 visumo
代表取締役 井上 純
東京都渋谷区渋谷二丁目一五番一号
(乙) 株式会社 ReVico
代表取締役 高橋 直樹

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済
(乙) 掲載 官報
掲載の日付 令和七年七月三十日
掲載頁 一〇八頁 (号外第一七四号)
令和七年十一月十日
東京都渋谷区神宮前六丁目二七番八号
(甲) 株式会社プロゴス
代表取締役 坪内 俊一
東京都渋谷区神宮前六丁目二七番八号
(乙) 株式会社レアジョブテクノロジーズ
代表取締役 山田 浩和

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済
(乙) 掲載 官報
掲載の日付 令和七年八月二十九日
掲載頁 一一二頁 (号外第一九六号)
令和七年十一月十日
東京都中央区新川一丁目二三番五号
(甲) ポラリス・ホールディングス株式会社
代表取締役 田口 洋平
東京都中央区新川一丁目二三番五号
(乙) 株式会社フイーノホテルズ
代表取締役 高倉 茂
東京都中央区新川一丁目二三番五号
(丙) 株式会社ココホテルズ
代表取締役 辻川 高寛
宮城県名取市上余田字千刈田五五五番一
(丁) 株式会社バリュー・ザ・ホテル
代表取締役 辻川 高寛

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済
(乙) 掲載 官報
掲載の日付 令和七年三月二十六日
掲載頁 四十九頁 (号外第六十五号)

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し乙、丙及び丁は解散することになりました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済
(乙) 掲載 官報
掲載の日付 令和七年八月二十九日
掲載頁 一一二頁 (号外第一九六号)
令和七年十一月十日
東京都中央区新川一丁目二三番五号
(甲) ポラリス・ホールディングス株式会社
代表取締役 田口 洋平
東京都中央区新川一丁目二三番五号
(乙) 株式会社フイーノホテルズ
代表取締役 高倉 茂
東京都中央区新川一丁目二三番五号
(丙) 株式会社ココホテルズ
代表取締役 辻川 高寛
宮城県名取市上余田字千刈田五五五番一
(丁) 株式会社バリュー・ザ・ホテル
代表取締役 辻川 高寛

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済
(乙) 掲載 官報
掲載の日付 令和七年十月十七日
掲載頁 七十一頁 (号外第二二四号)
令和七年十一月十日
三重県四日市市相生町一番一号
(甲) 大宮建設株式会社
代表取締役 佐野 行廣
三重県四日市市大治田三丁目三番二二三号
(乙) 大宮建築サービス株式会社
代表取締役 佐野 行廣

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済
(乙) 掲載 官報
掲載の日付 令和七年三月十七日
掲載頁 六十七頁 (号外第五十三号)
令和七年十一月十日
大阪府中央区淡路町一丁目六番二一號
(甲) 株式会社イトーキ
代表取締役 湊 宏司
千葉県野田市尾崎二二八八番地
(乙) 伊藤喜オールスチール株式会社
代表取締役 松田 勝也

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済
(乙) 掲載 官報
掲載の日付 令和七年三月二十六日
掲載頁 四十九頁 (号外第六十五号)

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) https://www.maruka.co.jp/ir/publicnotice

大阪府大阪市南新町二丁目二番五号

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することいたしました。

(甲) 株式会社マルカ

大阪府大阪市南新町一丁目二番一〇号

代表取締役 飯田 邦彦

吸収分割公告

当社は、吸収分割によりオムロンヘルスケア株式会社(甲)、住所京都府向日市寺戸町九ノ坪五三番地)に対して当社のHeatnote®事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

効力発生日は令和八年一月一日であり、当社は会社法第七八四条第二項に基づき株主総会の承認決議は経ておりません。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) 掲載紙 官報

令和七年十一月十日

代表取締役 堀 哲朗

吸収分割公告

当社は、吸収分割により株式会社コーセー(乙、住所東京都中央区日本橋三丁目六番二号)が営む一切の事業(但し、乙が株式を保有する会社の事業活動に対する支配又は管理及びグループ運営に関する事業を除きます)に関する権利義務を承継することにいたしました。

(甲) 確定した最終事業年度はありません。

令和七年十一月十日

代表取締役社長 小林 一俊

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の建設機械事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

(甲) 確定した最終事業年度はありません。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(乙) 金融商品取引法による有価証券報告書提出

令和七年十一月十日

代表取締役 堀 哲朗

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するNeo Innovation株式会社(住所京都府宇治市横島町吹前一七番三)に対して当社の不動産事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

当社の株主総会の承認決議は令和七年十月二十三日に終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

代表取締役 飯田 邦彦

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。

令和七年十一月十日

この組織変更に関する権利義務は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

代表取締役 飯田 邦彦

代表取締役 飯田 邦彦

代表取締役 飯田 邦彦

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。

この組織変更に関する権利義務は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

代表取締役 飯田 邦彦

代表取締役 飯田 邦彦

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することにした。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十日
京都市東山区松原通大和路東入弓矢町四八番四九番合地ラフイーネ五〇一
合同会社ラフイーネ
代表社員 佐々木篤子

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更いたします。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十日
大阪府東住吉区湯里二丁目一八番七号
合同会社ジャパン総合
代表社員 廣岡 由馬

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することにした。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十日
大阪府北区梅田二丁目五番一三号桜橋第一ビル三〇四号
バーサスタイル合同会社
代表社員 森山 義彦

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することにした。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十日
徳島県三好市三野町太刀野七番地
台資会社山口組
代表社員 家村 淑子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億八千二百九十九万九千六百円減少し、減少する資本金の額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、令和七年十二月十日までにお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
<https://arato.jp>
令和七年十一月十日
仙台市青葉区荒巻字青葉四六八番地の一東
北大学マテリアル・イノベーション・セン
ター青葉山ガレッジ内 アイラト株式会社
代表取締役 角谷 倫之

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千六百五十万円減少し二百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月二十五日であり、株主総会の決議は令和七年十月二十九日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
官報
掲載の日付 令和七年八月二十九日
掲載頁 一三一頁(号外第一九六号)
令和七年十一月十日
埼玉県入間郡毛呂山町大字毛呂本郷六七一
番地二
株式会社エス・エム・ユー・マネジメント
代表取締役 中井川 幹

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四十五億二千七百三十一万三千六百五十円減少し十億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月十六日であり、株主総会の決議は令和七年十一月十日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
令和七年十一月十日
東京都千代田区神田駿河台四丁目三番地
富士興産株式会社
代表取締役社長 川崎 靖弘

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
掲載紙 官報
掲載の日付 令和七年三月三十一日
掲載頁 七十五頁(号外第七十二号)
令和七年十一月十日
東京都港区台場二丁目三番三号
株式会社アールプラスジャパン
代表取締役 大竹 篤

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千百万円減少し九百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
官報
掲載の日付 令和七年十月二十九日
掲載頁 五十八頁(号外第二四〇号)
令和七年十一月十日
東京都杉並区成田東四丁目三六番二一号
株式会社芝萬
代表取締役 黒沼 良成

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億四九五万六二〇九円減少して一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月十五日であり、株主総会の決議は、令和七年十一月七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
掲載紙 官報
掲載の日付 令和七年三月三十一日
掲載頁 九十一頁(号外第七十二号)
令和七年十一月十日
東京都千代田区神田紺屋町一五番地グラン
ファースト神田紺屋町三F
株式会社フェズ
代表取締役 赤尾 雄司

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
計算書類の公告義務はありません。
令和七年十一月十日
東京都東久留米市下里六丁目五番一七号
有限会社小松建具店
代表取締役 松本 淳

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億九千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
官報
掲載の日付 令和七年十月二十八日
掲載頁 八十八頁(号外第二三九号)
令和七年十一月十日
愛知県豊明市栄町梶田九七番地四
株式会社ブラウン
代表取締役 角谷 広高

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億五千二百万円から二億五千二百万円減少し、また、令和七年十一月一日から令和七年十二月三十日までを払込期間又は払込期日とする当社普通株式の発行があった場合には、資本金の額を当該普通株式発行により増加する資本金の額と同額分減少し、令和七年十二月三十一日付で資本金の額を一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりですが、期中に増資を行い、現在の資本金の額は三億五千二百万円となっております。

掲載 官報
掲載の日付 令和七年八月八日
掲載頁 一一一頁(号外第一八一号)
令和七年十一月十日
京都府相楽郡精華町光台一七けいはんな
プラザラボ棟七階
B i o w o r k s 株式会社
代表取締役 坂本 孝治

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十億三千万円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

代表取締役社長 町田 佳男

令和七年十一月十日

大阪府中央区道修町三丁目二番一〇号

田辺三菱製薬工場株式会社

代表取締役社長 町田 佳男

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を七億三千二百二十八万九千四百円減少し、全額をその他資本剰余金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

代表取締役 石橋 寛子

令和七年十一月十日

秋田県にかほ市院内字上杉山四二番地一

株式会社Hiraホールディングス

代表取締役 石橋 寛子

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を六億二千五百九十二万八千四百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

代表取締役 吉村 栄義

令和七年十一月十日

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六億九千九百七十七万七千八百円、資本準備金の額を七億九千九百九十八万二千七百七円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

代表取締役 重松 路威

令和七年十一月十日

東京都千代田区有楽町二丁目一番二番二号

ニユーラルグループ株式会社

代表取締役 重松 路威

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七億三千三百円減少し、減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

代表取締役 國信健一郎

令和七年十一月十日

福岡県久留米市百年公園一番一号

株式会社フエリクス

代表取締役 國信健一郎

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年十一月二十五日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主又は登録株式質権者をもって、剰余金の配当を受ける権利者と定めましたので公告します。

代表取締役社長 森本 茂幸

令和七年十一月十日

東京都渋谷区恵比寿一丁目一九番一九号

令和七年十一月十日

東京都八王子市館町一二七三番地三

株式会社KEEP ON

代表取締役 井上 純一

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年十一月二十五日を基準日と定め、同日午前零時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

代表取締役 林 宣多

令和七年十一月十日

東京都渋谷区恵比寿南二丁目四番二号紀伊

株式会社FTW Entertainment

代表取締役 林 宣多

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十一月二十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

代表取締役 関口 晃市

令和七年十一月十日

東京都葛飾区西新小岩四丁目三五番二二号

株式会社関口本社

代表取締役 関口 晃市

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十二月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

代表取締役 朝岡 せん

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十一月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

代表取締役 溝上香奈恵

令和七年十一月十日

兵庫県宝塚市川面字長尾山一五番地の三二九

関西石株式会社

代表取締役 溝上香奈恵

外国会社の全ての日における代表者の退任公告

当社の全ての日における代表者であるチュウ・ア・チュン・ウイが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

代表取締役 近藤 隆恒

令和七年十一月十日

千葉県白井市桜台四丁目七番一〇号

CHOIZYA P.TE. LTD.

日本における代表者

チュウ・ア・チュン・ウイ

限定承認公告

本籍愛知県名古屋市熱田区西郊通二丁目三二四七番地 最後の住所愛知県東郷町白鳥四丁目四番地一

被相続人 亡 近藤 隆恒

右被相続人は令和七年四月十二日死亡し、その相続人は令和七年十月二十七日名古屋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

代表取締役 近藤 正敏

限定承認公告

本籍大阪府大阪市淀川区塚本三丁目一〇番地、最後の住所大阪市淀川区新高二丁目一三番三号

被相続人 亡 高橋 信一

右被相続人は令和七年七月二十六日死亡し、その相続人は令和七年十一月四日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

代表取締役 坂本 佳子

令和七年十一月十日

大阪府北区西天満四一六一一九北ビル二二二

館四〇七号 新谷・須田・坂本共同法律事務所

相続財産清算人 高橋 茜

代理人弁護士 坂本 佳子

代表取締役 朝岡 せん

吸収信託分割の公告

株式会社SMB C信託銀行(受託者)は、左記のとおり、令和七年十二月十五日付で左記一の分割信託及び承継信託につき吸収信託分割を行いますので、公告します。

この分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載日の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(一) 分割信託

ア 信託の当事者
委託者兼受益者一
東京都千代田区大手町二丁目三番二番二
住友商事株式会社
委託者兼受益者二
東京都千代田区丸の内一丁目三番二番二
SMFLみらいパートナーズ株式会社
受託者
東京都千代田区丸の内一丁目三番二番二
株式会社SMB C信託銀行
信託の年月日及び契約名称
令和四年七月一日付不動産管理処分信託
契約書 受益権譲渡制限付(テルウエル代々木ビル)(その後の変更を含む)

(二) 承継信託

ア 信託の当事者
委託者兼受益者一
東京都千代田区大手町二丁目三番二番二
住友商事株式会社
委託者兼受益者二
東京都千代田区丸の内一丁目三番二番二
SMFLみらいパートナーズ株式会社
受託者
東京都千代田区丸の内一丁目三番二番二
株式会社SMB C信託銀行
信託の年月日及び契約名称
令和四年七月一日付不動産管理処分信託
契約書 受益権譲渡制限付(テルウエル代々木ビル)(その後の変更を含む)

イ 信託の年月日及び契約名称
令和四年七月一日付不動産管理処分信託
契約書 受益権譲渡制限付(新宿明治通りビル底地)(その後の変更を含む)

二、右記一の分割信託及び承継信託において作成された財産状況開示資料等
右記一の分割信託及び承継信託についての、信託法施行規則(平成十九年法務省令第四十一号)第十五条第二号及び第三号に掲げる事項については、左記連絡先にご照会下さい。

三、分割が効力を生ずる日以後の右記一の分割信託及び承継信託の信託財産責任負担債務の履行の見込み
いずれも履行の見込みがあるものと判断しております。その詳細については左記連絡先にご照会下さい。

照会下さい。

四、連絡先

東京都千代田区丸の内一丁目三番二番二
株式会社SMB C信託銀行
電話番号 ○三六八五四一五七七
令和七年十一月十日
受託者
東京都千代田区丸の内一丁目三番二番二
株式会社SMB C信託銀行
代表取締役 萩原攻太郎

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金八千三百万円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
https://sfn.alardonus.jp/notices/g84mp6r8
令和七年十一月十日
東京都千代田区丸の内二丁目三番二番二郵便ビルアルタードムス・ジャパン株式会社内
U n a g i 特定目的会社
取締役 栗本 佳宜

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金七千三百万円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
https://sfn.alardonus.jp/notices/vdunf656
令和七年十一月十日
東京都千代田区丸の内二丁目三番二番二郵便ビルアルタードムス・ジャパン株式会社内
K u j i r a 特定目的会社
取締役 栗本 佳宜

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金三千八百万円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
https://sfn.alardonus.jp/notices/fwz4ezq
令和七年十一月十日
東京都千代田区丸の内二丁目三番二番二郵便ビルアルタードムス・ジャパン株式会社内
M A D A I 特定目的会社
取締役 栗本 佳宜

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金千五百六十万円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
https://sfn.alardonus.jp/notices/zw6jaxub
令和七年十一月十日
東京都千代田区丸の内二丁目三番二番二郵便ビルアルタードムス・ジャパン株式会社内
K I N M E D A I 特定目的会社
取締役 栗本 佳宜

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金一千万円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
確定した最終事業年度はありません。
令和七年十一月十日
東京都千代田区丸の内二丁目三番二番二郵便ビルアルタードムス・ジャパン株式会社内
N R G C R E I T J P 特定目的会社
取締役 栗本 佳宜

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二億五千万円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は令和七年九月三十日付官報(号外第二一九号)一三四頁に掲載されています。
令和七年十一月十日
東京都千代田区丸の内一丁目一番一号
ドルフィン特定目的会社
取締役 松澤 和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金二億八千万円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は、令和七年三月二十八日付官報の号外第六一九号七十九頁に掲載されています。
令和七年十一月十日
東京都千代田区丸の内一丁目一番一号
L A V ジャパン特定目的会社
取締役 松澤 和浩

訂正公告

令和七年六月六日(号外第二二五号)掲載の第六十三期決算公告(枠組中、「(ウ)の(イ)の(イ)の(イ)」)とあるは「(ウ)の(イ)の(イ)の(イ)」の誤りにつき訂正します。
令和七年十一月十日
神奈川県相模原市緑区西橋本五丁目四番三〇号
サンマルコ株式会社
代表取締役 金子 真一

訂正公告

令和七年十月十五日(号外第二二九号)掲載の宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告中、⑦の「大阪府大阪市北区西天満四丁目10番19号〇P S西天満ビル5階 株式会社エヌ・アール・ビー 代表取締役 田中誠一郎」とあるは「大阪府大阪市北区西天満二丁目6番8号 株式会社 代表取締役 田中誠一郎」の誤りにつき訂正します。
令和七年十一月十日
大阪府大阪市北区西天満二丁目六番八号
堂島ビルディング九階
Y S ホールディングス株式会社
代表取締役 吉田誠二郎

訂正公告

令和七年十一月四日(号外第二四三号)掲載の株式会社プロードクリエイティブに係る第十一期決算公告(枠組中、「(イ)の(イ)の(イ)」)とあるは「(イ)の(イ)の(イ)」の誤りにつき訂正します。
令和七年十一月十日
掲 店

正 誤

Table with 3 columns: Page, Error, Correction. Row 1: Page 100, Error: Article 337, Correction: Article 337. Row 2: Page 100, Error: Article 337, Correction: Article 337. Row 3: Page 100, Error: Article 337, Correction: Article 337.